

令和 6 年 6 月 玉川村議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 6 月 1 1 日（火曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（１２名）

1 番	小 針 善 誠 君	2 番	堀 越 美 保 君
3 番	佐久間 福 男 君	4 番	円 谷 兼 一 君
5 番	岩 谷 幸 雄 君	6 番	大 羅 将 君
7 番	須 藤 安 昭 君	8 番	林 芳 子 君
9 番	飯 島 三 郎 君	10 番	三 瓶 力 君
11 番	石 井 清 勝 君	12 番	小 針 竹千代 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大 越 健 一	会 計 年 度 任 用	須 藤 智 恵 子
---------	---------	-------------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	添 田 孝 則 君	住 民 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塩 澤 春 美 君
健康福祉課長	坂 本 敬 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	小 針 武 彦 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（小針竹千代君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 須 藤 安 昭 君

○議長（小針竹千代君） 7番、須藤安昭議員の発言を許します。

須藤安昭議員。

〔7番 須藤安昭君登壇〕

○7番（須藤安昭君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可がありましたので、さきに通告をした内容について質問をいたします。

質問1、遊水地整備事業の課題について。

令和2年にスタートした遊水地整備事業も4年が経過し、用地提供、住宅移転に合意された方もいる反面、補償内容や農業継続への不安を抱えている直接的な当事者もたくさんおり

ます。

また、遊水地により、将来に大きな不安を持たれる玉川村民もたくさんいます。明確、迅速な情報が不足し、ストレスがたまっております。

そのような現状を少しでも解消したく質問いたします。

（１）遊水地に係る合意の進捗について。

①移転対象者の移転（希望）先の確保状況と移転先未定の方の課題は何か。

②農地、ハウスの地区ごと（竜崎、中、小高）の提供に合意された方の割合は。

（２）遊水地の利活用について。

国土交通省の主導の下に、地内利活用検討会が発足し、検討が始まったようでありますが、令和３年12月定例会にて、村として主体的に検討し、３町村連携して国に要求、要望すべきと提言しましたが、村としての方向なり方針については。

（３）遊水地内の道路、水路の補償金について。

①道路、水路の面積と補償金額は。

②補償金は、村の収入になるということであるが、もともと個人所有地であり、農道、水路の維持管理は、地元の労務提供であります。補償金は、別管理として地元の事業に使うべきと思いますが、どのように管理するのか。

（４）旧駒木根工場跡地再開発について。

①遊水地移転候補地を含めた宅地及び商業用地に再開発すると認識しておりましたが、いつまでに、どうするかという具体的な計画は。

②①に関して、ウエルシア裏からＪＲ水郡線までの稲荷畷地区に、遊水地移転先構想があると聞いたが、その経過と具体的な内容は。

（５）阿武隈川の流域全体で、氾濫、洪水のリスクを下げようとするものならば、その恩恵と同時に、負担も流域全体で負うべきものと考えます。個人に対する補償、遊水地利活用とは別に、その負担に見合う地域振興策を国・県、下流市町村へ働きかけるべきと思うが、具体的な行動は取っているのか。

質問２、村道小－６号線（中畷、稲荷畷）の改良工事について。

人口減少に歯止めをかけるには、企業誘致が一番効くと思いますが、一朝一夕にはいかないのが現実であります。企業誘致活動を進めながら、交流人口、関係人口を増やし、住宅用地を準備し、各種助成金を手当てすることにより、若年層の移住定住が図られます。

小高字中畷、稲荷畷地区は、①農振から除外されている。②地権者も宅地化に前向きであ

る、③役場、農協、郵便局、信金、医療機関、小中学校、スーパー、ガソリンスタンド、国道118号、あぶくま高原自動車道インターチェンジ、J R 泉郷駅、バス停など、全て半径500メートル以内です。

唯一の弱点は、道路が未整備なことにあります。村道150メートルに上下水道を布設し、道路を整備することにより、周辺を含めると、2ヘクタール以上の宅地が可能となります。

村がやるべきことは、道路を整備することだと思います。あとは、民間活力によって活性化が図られます。村道小一6号線の上下水道布設と道路改良の計画はあるのか。

以上、質問します。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

7番、須藤議員のご質問にお答えをいたします。

1つ目の遊水地整備事業の課題についてであります。1点目の移転対象者の移転先の確保状況と移転先未定の方の課題につきましても、移転先について、国では現在、5戸以上の移転希望がある場所を宅地の代替地として整備することとしており、候補地となっている竜崎字原作田地内と小高字稻荷畷地内には、現時点で合わせて30戸の移転希望があると聞いております。

また、移転先未定の方の課題については、移転先の決定は、将来設計に関わる大変重要な選択であることから、移転に要する費用をはじめ、生活スタイルに適した土地・物件の取得、財産の継承や後継者の問題など、一人一人が様々な課題を抱えているものと認識をしております。

特に、住宅の補償については、新築に要する金額ではなく、建築後の経過年数等による評価額によると説明されているため、補償額では新築できないこと、高齢者は金融機関からの融資も受けられないことなどが、大きな課題となっております。

このため、村といたしましては、国に対し、移転者への十分な補償や、一人一人の気持ちに寄り添った丁寧な対応を求めるとともに、不動産情報の提供等を通じ、移転対象者が代替地への住宅新築や中古物件の取得など、様々な選択肢の中からライフプランに合った最適な住まいを選択できるよう取り組んでいるところであり、引き続き、移転対象者が安心して移

転を検討し、決断できるよう努めてまいります。

次に、遊水地内の利活用についての村としての方針につきましては、完成後、広大な面積が荒れた原野等にならないよう、平時から活用を図るなど、遊水地内の維持管理が持続的に行われていくことが重要であり、特に、村内に設置される第二遊水地においては、生活居住エリアに近接し、車からも目につきやすい場所にあることから、第一・第三遊水地以上の管理が必要であると考えております。

このため、村では様々な機会を通じて、国に通常の維持管理以上の特別な対応を求めてきたほか、昨年9月には、有効な利活用方法の一つとなる遊水地内での耕作について、制度を改正し可能とするよう3町村合同で国に要望した結果、これまで認められていなかった全面買取り方式における遊水地内の農地占有が可能となったところであります。

また、国では地域振興に資する持続可能な遊水地内の利活用方針を取りまとめることを目的に、3町村や県、有識者等で構成する阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会を設置し、今月中に、地域住民や民間企業等を対象に、利活用ニーズを調べる意向調査を実施する予定であり、今後、調査結果を基に、実務者で構成される作業部会において、3町村それぞれの地域に合った利活用の方向性等を検討していくこととしております。

遊水地内においては、整備後河川区域となり、地内での行為等には一定の制限が生じることから、村では同様の制限の中で利活用を図っている全国の事例の情報収集や、先進地の視察等を行ってきたところであります。引き続き、国の検討会に参加する様々な関係団体とともに、本村の振興に資する活用方法を検討していくとともに、利活用における課題等の解決に向け、国や県に対し、引き続き主体的に関わるよう要望しながら連携して取り組んでまいります。

次に、遊水地内の道路、水路の補償についてであります。2点目の補償金の管理につきましては、土地改良事業において整備した道路や水路は、土地改良事業の参加者全体の農業経営に資する施設であることから、土地改良法の規定に基づき、各地権者が同じ割合で土地を出し合い、整備に必要な用地を創出する、いわゆる共同減歩による創設換地により用地を確保したものであり、登記簿上、現在の所有者は村となっていることから、国は、村に対して補償することになります。

なお、共同減歩による創設換地は、換地処分の一つであり、減歩によって創設した新たな土地には、提供者の持分といった権利は生じないため、現所有者である村が、国からの補償金を土地の提供者に配分する義務はなく、全国的に、公共事業において配分した例はござい

ません。

次に、旧駒木根工業の跡地の再開発につきましては、工場閉鎖から年月が経過し、老朽化が進む建屋を残置しておくことは、地域の景観上も、防犯・安全上も好ましくなく、また、位置的に村の振興のために活用できることが見込まれる場所であるため、国の空き家対策補助金を活用し、敷地及び建屋を村で買い取り、令和5年12月から建屋等の解体工事を行ったところであります。

今年3月に解体工事が完了したことから、村では、今後、跡地が泉郷駅前にあるという利便性を生かし、村の玄関口である泉郷駅利用者の利便性の向上、にぎわいづくりや活性化につながるよう、工場跡地の有効活用、JR水郡線の利活用など、住民生活の質の向上に向けて、村民の皆さんの声をお聞きし、村民の皆さんと共に協議、検討しながら、将来のまちづくりプランの一つになる（仮称）ではございますが、泉郷駅前開発構想を、令和6年度中に策定してまいりたいと考えております。

次に、ウエルシア裏の小高字稻荷畷地区の遊水地移転先構想につきましては、国が令和4年10月と昨年11月に行った2回の意向調査の結果に基づき、国は、今年2月の住民説明会において、21戸の方から希望があった竜崎字原作田地区を宅地代替地の候補地とする方針について説明したところ、出席者からは小高字中村前地区、旧駒木根工業跡地について再検討したいとの声や、戸別訪問を求める声があったために、集団移転の希望者を訪問いたしまして、竜崎字原作田地区と小高字稻荷畷地区の2つの候補地への移転について、改めて意向を確認することとしたところであります。

国は、今年3月から集団移転希望者を訪問し、代替地候補地の変更について説明を行うとともに、希望移転先の調査・確認を進め、5月末現在、小高字稻荷畷地区への移転希望戸数は13戸となっていると聞いております。

今後は、代替地を提供いただく地権者の意向を確認するとともに、代替地が移転者にとって住みやすい場所となるよう国に要求するなど、移転が円滑に進むよう努めてまいります。

次に、地域振興策の国・県、下流市町村への働きかけにつきましては、遊水地群整備による3町村の負担について、洪水等の被害が軽減される下流市町村をはじめ、阿武隈川流域全体で共有していけるよう、体制を築いていくことが必要であると考えております。

このため、昨年5月に行われた阿武隈川上流改修促進期成同盟会では、会議に出席した国・県及び県内13市町村長に対し、鏡石町長及び矢吹町長とともに、流域全体での治水安全度を高めるため、今回の整備計画を断腸の思いで受け入れた地域の苦しみや葛藤を伝え、整

備に伴う負担を流域全体で共有するような組織づくりを呼びかけるとともに、私自身が郡山市をはじめ、県内7市町村の首長を直接訪問いたしまして、基金の創設など、遊水地群立地地域を流域全体で支援する構想について、理解と協力を要請したところでございます。

こうした構想の実現には、流域市町村の議会及び住民等の理解が必要になることから、国及び県に理解醸成につながる積極的な情報発信を要請しており、昨年度は、県内流域15市町村26会場において巡回パネル展示が行われたほか、各地で出前講座等も行われております。

しかしながら、流域市町村における認知度は、県の調査によると、阿武隈川流域の住民でさえ「知っている」「知っているが場所は知らない」と答えたのは44%と、まだまだ低い状況にあることから、村では、国や県に対し、さらなる取組の強化を求めています。今後、遊水地群の立地負担を流域全体で共有する組織の実現に向け、鏡石町、矢吹町との強力な結束の下、国や県、流域市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、2つ目の村道小一6号線の改良工事についてであります。本路線は、昭和62年3月と平成29年9月に、当時の小高区長より道路改良に関する請願が出されております。

この請願の取扱いにつきましては、令和2年9月定例会でもお答えしておりますとおり、平成26年7月に、過去の請願箇所を含めて、議会と村当局がそれぞれABC評価を行い、緊急性等について整理をしており、小一6号線については、村側はC評価、今後10年以降の着手とし、周辺開発等によっては評価が上がるとの判断をしております。

一方、議会では、当初の請願から時間も経過していたことから、必要性に疑問もあり、費用対効果が望めないと思われるとの評価で、農道としてなら現状でよいとの判断となっております。

また、令和4年9月定例会にてお答えしているとおり、遊水地事業の住宅移転候補地としても、本路線沿いを希望する方はおりませんでした。

村といたしましては、今後、公共施設や金融機関、公共交通機関、さらには旧駒木根工業跡地とも近い場所にあることから、周辺の具体的な開発等が計画された段階で、道路整備と上水道布設を検討してまいりたいと考えております。

なお、下水道管の布設については、当該路線上に接続する家屋があり、排水計画に必要でありますので、布設する予定としております。

その他のご質問につきましては、遊水地対策室長から答弁をさせていただきますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 遊水地対策室長。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 7番、須藤議員の質問にお答えいたします。

1つ目の遊水地整備事業の課題についてであります。農地、ハウスの地区ごとの提供に合意された方の割合につきましては、ハウス施設のある農地を含め、本年4月末時点で合計317名の地権者がおり、そのうち国と合意が成立した方は、竜崎地区で4名、中地区で6名、小高地区で8名と聞いております。

用地協議については、国はこれまで、農地のみの地権者が多い鏡石町及び矢吹町での協議を先行していたため、本村における成約数は3町村の中で最も少ない状況となっておりますが、国は今年4月から、本村の用地交渉を担当する職員を増員して対応しており、順次、各地権者の下へ伺う計画としております。

また、施設園芸農業については、国は2戸以上の集団移転希望がある場所を代替地として整備することとしており、現在、竜崎字四斗蒔地区及び中字道上地区が候補地となっております。

代替地の整備に向け、村では地権者の同意を得られるよう取り組むとともに、移転希望者が移転先で不安なく営農できるよう、国や県と連携して支援に努めてまいります。

次に、遊水地内の道路、水路の補償金についてであります。1点目の遊水地整備において補償対象となる道路、水路の面積と補償金につきましては、面積は、道路が約5万7,000平米、水路が約1万9,000平米となっております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） それでは、再質問をさせていただきます。

答弁の中で、原作田と稲荷畷30戸の移転希望とありましたが、村外への移転希望者、移転希望戸数は何戸くらいあるのか。あるいは、世帯員の中で、世帯を分離して村外へ移転するというような人は何人いるのか。数字を把握できていれば回答をお願いします。

○議長（小針竹千代君） 遊水地対策室長。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 7番、須藤議員の再質問についてお答えいたします。

現在、国によりますと、用地の説明をしている中で、村外ということでおっしゃっている世帯については、今のところ4世帯を予定しております。1世帯の中で分離するという話は、今のところは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 今の答弁で、4世帯が村外へ移転したいということではありますが、ここが一番大事なところだと思います。交流人口、関係人口を増やすと、そういうレベルの話ではなくて、実質の人口が減るという重大な話だと思います。100%村内移転がベストなんですけれども、村外移転希望者の声をきちんと聞くことが、人口減少対策や、移住定住促進のヒントになると、そのように思います。

また、今やっていることが、本当に的を射た施策であるかどうかということも分かると思います。村外移転希望者の声を大事にして、今後に生かしてほしいなと思います。

次に、遊水地内の利活用は、国の資金で村の発展に寄与する最大のチャンスであるということで、令和3年12月の定例会に、当時、副村長でありました須釜村長にも、稚拙な資料を基に提言いたしました。これから意向調査をして方向性を検討していくというのは、ちょっとのんびりしているんじゃないのかな。当事者意識としては薄いんじゃないかと思いますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

遊水地内の利活用につきましては、最も大きな問題だというふうに、当初から認識しておりまして、そもそも今回のこの遊水地整備に当たりましては、私は3つの大きな課題があるというふうにずっと申し上げてきました。

1つは、計画そのものが本当に妥当なのかどうか。今のこのインパサル、激甚化するという自然災害に対応するために、この遊水地計画の計画そのものが本当に妥当なのか。それが、まず重要である。

2点目は、やっぱりこれだけの多くの方々が移転をいたしますので、その移転される方々が、お一人お一人が満足できるような、少しでもその不安のないようなそういう移転ということが、とても大事になってくる。

そして、3つ目は、今、議員がご質問されたように、利活用問題であります。これも本当に大きなものでありまして、そこを、あれだけの広い土地を、全体350ヘクタールとなりますから、本村分でも120ヘクタールの面積、かなり広大であります。これが、荒れ放題になってしまって、野生動物のすみかになってしまったのでは、これだけ大事な土地、農地、宅地を提供してくださった皆様方に、大変申し訳なく思っておりますので、そこはしっかりと検討するようにしておりまして、ただ問題なのは、国のほうでは、そこは先ほど答弁の中でも申し上げましたが、河川区域になります。そのために、我々はあそこを利用するためには、

国のほうから河川占用の許可を受けて整備をする形になります。その整備に対しましては、現在のところ、何の財源的補助等はありません。

例えば、その補助金でしたり、交付金でしたり、後ほど、交付税で措置されるとかというその財源の手当てがない中で対応しなくてはならない。そうした場合に、どうやって適正な維持管理方法があるかというのと、例えば、県とかなんかに、その拠点となる施設を整備していただいて、一部については県が整備する、管理していくとか、あとは、その収益性の高いそういう事業を展開することによって、それで指定管理等を進めていくとかという。

さらには、農地というお話もさせていただきましたが、この分については、まだまだ検討する余地はありますけれども、農地として活用していただくとか、様々な視点がありますので、少しのんびりし過ぎているんじゃないかというお話をいただきましたが、今年の1月末に検討会を立ち上げまして、そこには、国・県、そして我々3町村の首長、さらには大学の先生など専門家がいらっしゃいますので、そこでしっかりと方向性を詰めていきたいと思えますし、具体的な作業につきましては、その下に組織されております作業部会において、しっかりと検討してまいりたいと思えます。

そういう中におきまして、議員のほうからご提案をいただきました5つの提案という部分もありますので、そういう部分につきましても、しっかりと踏まえさせていただきたいと思っておりますし、これから村民の皆様方の代表の方もその部会等に入ってまいりますから、そういう方々のご意見もしっかりとお聞きし、尊重しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小針竹千代君） 須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 次に、遊水地内の農道、水路の補償金の件であります。村に入った補償金を配分しろという趣旨ではありません。

溝井室長の答弁では、約7.6ヘクタールですので、10アール当たり360万円と仮定すると、約2億7,000万円になります。その補償金については、村の収入としてプールするのではなく、それぞれ竜崎、中、小高の地域事業に充てるのが筋ではないかと、そういう意味の質問でありました。

再答弁をお願いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

質問の趣旨をしっかりと理解せずに答弁となってしまったことについては、おわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

今、ご指摘いただきましたとおり、そういう経費につきましては、どういう形で使っていくのが最も有効的なのか、その使用方法等についてはしっかりと調査、そして検討してまいりたいと考えております。

例えば、丸々一般財源にしていくのではなくて、一つの枠という形で考えることも可能かと思えます。現実的に、ボートピアから頂いているそういう環境整備の協賛金でしたり、あとはふるさと納税に関する分についても、一定程度の使用目的の中で検討している分がございいますので、この件につきましては、最も有効なそういう使用方法等については、調査研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 駒木根工場跡地を、泉郷駅前開発構想ということで、500万円の業務委託料をかけて仕切り直しをするということでありますけれども、原価割れをしてもいいから民間に売却し、その利活用を委ねたほうが、最終的にはコストパフォーマンスも出来栄もよいのではないかと。駒木根工場跡地の民間売却というような選択肢はないのか、質問いたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

旧駒木根工場跡地、そして泉郷駅前の開発という部分につきまして、先ほど答弁させていただきましたし、初日の所信でも述べさせていただいておりますけれども、ここはやっぱり陸路におけます玉川村におけます玄関口、顔になる部分でございますので、この分については、もう泉郷駅が近いというその利便性というものについては、しっかりと着目しながら、村として、どういうことが一番いいのか、使い方としていいのかという部分につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、今年、そういう検討すべき組織を立ち上げまして、村民の皆様方、そして有識者の皆様方からもご意見をいただきながら検討してまいりたいというふうに考えております。

単に、一つの地区を開発するというのではなくて、本当に玄関口となる一番の顔の部分について、これから考えていくまちづくりをしていくということでもありますので、そこは慎重にしっかりと検討してまいりたいと思います。

そういう中において、その民間に売却という方法がどうなのかという部分については、そ

これは検討する過程において、そういうご意見が多数を占めて、我々的にもそういう使い勝手がいいのかという部分が出てくれば、方法の一つとしてはあるかもしれませんが、現時点におきましては、売却するよりも、しっかりと、あの土地を取得したわけですからそれを活用して、活性化、にぎわいづくり、そういうものに使っていくことがふさわしいのかなというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 次に、村道小高6号線の答弁をいただきましたが、内容はがっかりしました。玉川村はどうあるべきか。その視点、ビジョンがないのではないかなということを感じました。

答弁の中で、遊水地の移転先として、ここを希望される方はいませんでしたということでしたが、希望するもしないも、もともと候補地としてリストアップされていなかったもので、いないのが当然であると、そのように思います。

質問なんですが、今後、移転候補地として、移転対象者へ案内するとか、紹介するとか、そういったことはないでしょうか。お尋ねします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

おただしの場所につきまして、遊水地の移転対象となる方の移転先として紹介する考えはないのかという部分でございますが、これにつきましては、基本的に国のほうで対応している部分がございます。

あと、もう一つは、実際にその移転される方々が、自分のその考えの下に数人、先ほどご答弁させていただきましたとおり、5人以上集まれば、国が集団移転というふうにみなしまして整備をするということになっておりますので、そういうことが可能であれば、これからも候補地の一つとして挙がってくる可能性があるかと思いますが、ただ、現時点におきましては、原作田地区と、あとは小高の稻荷畷地区の部分につきまして今進んでおりますので、なかなか現実的には難しい選択なのかなというふうには、現時点では考えております。

○議長（小針竹千代君） 須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 集落排水の布設はするということでありますけれども、掘削したときに、上水道も一緒に布設すれば合理的であろうとそのように思いますが、そんなことは考慮しないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員の再質問にお答えをいたします。

この村道小一6号線のおただしの中で、その議員が演説をされたその中で、道路の整備の部分については村がやり、あとは民間のほうに任せる。いわゆる民間活力を活用したほうがいいんじゃないかという部分については、我々も、そういう考え方は持っておりますので、これからいろんな場面におきましては、いかにしてその民間活力をうまく活用するかという分については、検討してまいりたいと思います。

おただしの件でございますが、現時点におきましては、まだまだそういう計画もございませんので、農業集落排水の部分につきましては、そこに対象となる家屋がありますので、それで排水計画に必要なので、今回、埋設いたしますが、上水につきましては、まだまだ前の土地がどうなるかという部分の計画がございませんので、そこを見据えながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 須藤安昭議員。

○7番（須藤安昭君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小針竹千代君） これをもって、7番、須藤安昭議員の一般質問を終わります。

暫時休議し、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前10時42分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時52分）

◇ 林 芳 子 君

○議長（小針竹千代君） 一般質問を続けます。

次に、8番、林芳子議員の発言を許します。

林芳子議員。

〔8番 林 芳子君登壇〕

○8番（林 芳子君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告して

おきました質問 1 項目 7 点につき伺いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、読ませていただきます。

第 6 次玉川村振興計画における重点プロジェクトである、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定による人口減少対策の取組について伺います。

目的としては、平成 26 年に公布、施行した、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少対策の方針をまとめた総合戦略を生かした対応策を練り、主体性を持って取り組んでいることと思います。

しかし、本村においては、遊水地整備事業による集団移転という人口減少の最たるものと考えております。今その動きの真ただ中におり、先行きの見えない状況であることと感じております。このまち・ひと・しごと創生総合戦略は、今年度まで、第 6 次玉川村振興計画は、令和 7 年度までの予定であります。

そこで、人口減少対策に対する村の取組について 7 点伺います。

1 つ目、第 6 次玉川村振興計画における重点プロジェクトである、まち・ひと・しごと創生総合戦略に対し、村独自の手法としては盛り込んだのか。それはどのようなことであり、継続性のあるものなのか。

2 つ目、選ばれる村づくりプロジェクトにおいては、交流人口、関係人口の拡大を挙げているが、その人口推移はどうなっており、定住人口との結びつきはあったのか。

3 番目、元気な産業応援プロジェクトにおいては、基幹産業である農業に対しての支援、6 次化商品など、特産品の開発や販路開拓支援できるものはあったのか。また、今後どのようなものがあると思込まれるのか。

4 点目、共に生きる村づくりプロジェクトにおいては、子供、子育て、若者、さらに高齢者との共生が望ましいと考えられるが、認定こども園、小学校、中学校においては、大幅な減少は見られないが、須釜地区においては、現在、児童数が令和に入り、85 人と横ばいであったものが、6 年度には 83 人と減少傾向にあり、認定こども園の低学児に減少傾向が見られ、小学校の統合も近いものと考えられるが、それについての検討会議等は既に行っているのか。

5 点目、今、玉川村においては、交流人口、関係人口に対し、観光資源、観光拠点の強化や創出に取り組んでいますが、現在居住している住民に対する結婚、出産、子育て支援、教育環境の整備、充実、また、高齢者に対する支援として、どのようなことを行ってきたのか。今後、どのようなことをしていくのか。その計画があるのか伺います。

6 点目、教育環境の整備における、子供たちへ登下校時の安心・安全を守るため、どのよ

うな支援体制があるのか。

最後ですが、高齢者や運転免許返納者に対する支援はどのようなものがあるのか伺いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 8番、林議員のご質問にお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略策定による人口減少対策の取組についてであります、1点目の玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、玉川村人口ビジョンの目標となる「2060年に5,800人」を達成するために、持続可能な開発目標であるSDGsの理念に基づき、人口目標達成へ向け、どのような政策を戦略的に実施していくかを定めたものとなっております。

村独自の手法としまして、より具体的な内容とするために、村民アンケートの実施や、外部有識者で組織する、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議のご意見を基に、5年ごとに見直しを実施しており、目標達成に向けて、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、村内にある資源を活用しながら、選ばれる村づくりプロジェクトや元気な地域づくりプロジェクト等、地域性や地域の特色などを生かし、時代に合った村独自のオリジナリティーあふれる事業を展開しております。

また、本村の特徴として、初めて取り組む事業については、本格実施に入る前に、まずは実証事業を実施することで、必要性、実効性、有効性、費用対効果、課題の把握や課題解決策など、様々な観点から検証し、本格的な事業へ結びつけるなど、まさに村独自の手法を取るようしております。

さらに、成果検証の客観性を担保するため、庁内の地域創生・人口減少対策委員会を経てから、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議において、施策ごとに重点業績評価指標、いわゆるKPIの達成検証も実施しており、継続性についても、事業検証により、実施方法等を改善しながら取り組んでおります。

今年度中に予定しております、国のデジタル田園都市国家構想を取り込んだ総合戦略の策定に向け、これまでの戦略との整合性や継続性に留意した上で、新たな戦略の策定に取り組んでまいります。

次に、2点目の選ばれる村づくりプロジェクトにつきましては、総合戦略の基本目標「選ばれる村づくりプロジェクト」の基本的方向として、移住・定住の推進と、交流人口と関係人口の拡大を掲げており、交流人口と関係人口の拡大については、観光入り込み客数、体験型アクティビティー開発数等、9つのK P Iを認定しておりますが、令和4年度事業の検証において、目標数値をクリアしている指標は、9項目中、体験型アクティビティー利用客数と、情報発信ツールの構築の2項目となっております。

また、選ばれる村づくりプロジェクト全体の数値目標項目として、「転入者数」と「関係人口数」がありますが、転入者数については、先月発行いたしました「玉川村のすがた」に記載のとおり、令和2年度から令和5年度までの総数で567名、「関係人口数」については、数々の事業展開により、目標数値である2,500人に対し、令和3年度実績で、既に2,572名と上回ることができ、令和4年度については6,039名と大幅に上回って推移しております。

定住人口との結びつきについては、これまで村では、訪れる人や興味を持つ人といった玉川村のファンづくりの取組を強化し、選ばれる村づくりを目指してまいりました。

その結果、交流人口及び関係人口の増加を図ることができたものの、一方で、日本全体の深刻な社会的、構造的な課題となっている人口減少は、将来推計人口の想定よりも早いペースで進んでいるのも事実でございます。

本村には、地域おこし協力隊として、周辺地域よりも多くの方々が移住されているものの、これまで、交流人口や関係人口の移住・定住についてまで把握することはできませんでした。が、今回、たまかわくらしプロジェクト事業の一環として、たまかわくらしサポートセンターを設置し、様々な移住相談に対応していくこととしておりますので、移住のきっかけ等を把握することにより、交流人口や関係人口から定住に結びついた数なども把握できるようになるのではと期待をしております。

次に、3点目の、元気な産業応援プロジェクトにおいての基幹産業である農業に対する支援及び6次化商品など、特産品の開発や販路開拓支援につきましては、農業に対する支援については、昨今の農業資材や飼料、肥料価格等の急激な高騰により、本村農業者も大きな影響を受けていることから、経営の継続及び安定化を図ることを目的とし、令和4年度及び5年度に、農業資材等高騰対策給付金事業を実施し、継続的な農業経営の支援を図ってまいりました。

また、令和4年度より、玉川村単独事業としまして、担い手づくり支援事業を実施しており、地域の担い手として経営規模を拡大し、地域の農業を担う方の農業機械導入に対する支

援のほか、同じく令和4年度より、農作業の効率化、低コスト化のため、農業者が共同で利用する農業機械の導入に対する支援事業として、農業機械共同利用促進支援事業についても実施をしております。

さらに、玉川村施設園芸振興事業や水田利活用自給力向上支援事業等も実施しており、本村の主要産業である農業の振興を図っております。

6次化商品などの特産品開発や販路開拓支援については、平成30年度に玉川村農産物加工施設を開設し、農業者自らが農産物等を利用した商品を加工、販売できる環境整備を行っており、販路については、主に、道の駅たまかわで販売されておりますが、国・県の事業を活用し、首都圏等での玉川村の6次化商品等のPR活動を行い、販路開拓、拡大に努めております。

今後も引き続き、施設園芸振興事業や新規就農者確保促進事業など、担い手の営農継続に向けた事業を実施するなど、主要産業である農業への支援を進めるとともに、引き続き、農産物加工施設の有効利用を図りつつ、ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンター等の助言を受けるなど、6次化商品等への支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の、現在居住している住民に対する結婚、出産、子育て支援、教育環境の整備、充実及び高齢者に対する支援につきましては、結婚支援については、石川地方婚活事業として、石川郡5町村において年2回婚活事業を実施しております。また、村独自の取組としては、これまで年1回、婚活イベントを開催してきております。

今後は、事業継続をしながらも、ニーズや時代の変化に対応すべく、福島県と連携したオンライン型の紹介システムの活用を検討してまいります。

出産・子育て支援については、これまで、妊娠から出産、子育て期まで、その節目節目において、多くの支援を実施してきております。

保健センター内に設置しているこども家庭センターでは、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対し、切れ目のない総合的な相談支援や家庭訪問を実施しており、不妊治療助成事業、妊産婦保健指導事業、母子保健相談指導事業、出産子育て応援事業、子育て世代包括支援事業、子ども・子育て支援事業、こども医療費助成事業など、それぞれのニーズに応じた形で支援を行っております。

また、たまかわっ子誕生祝金支給事業、たまかわっ子子育て支援給付金支給事業、給食費負担軽減助成事業など、経済的な支援も併せて実施をしております。

さらに、認定こども園たまかわクックの森では、安心してお子様を預けることができる環

境を整備しており、子育て相談事業や一時預かり事業等も行っており、就学後には、泉放課後児童クラブや須釜放課後児童クラブにおいて、土曜保育も実施するなど、子供たちが楽しく伸び伸びと過ごすことができる環境を整えております。

今後も、子供や働く子育て世帯の一人一人の様々なニーズに沿った支援を行ってまいります。

教育環境の整備・充実については、これまで子供たちの豊かな感性と確かな学力が育める特色ある教育の充実を図るため、学校教育指導員やＩＣＴ支援員の配置や、子供たちによる調べ学習、インターネットやデジタルを活用したＩＣＴ教育に取り組んできております。

さらに、昨年度は、認定こども園クックの森において、登降園の状況や、園からのお便りを、保護者のスマートフォンに通知する機能等を持つシステムを導入し、より一層の安全と安心を提供しております。

一方で、従来から導入しております辞書を活用した調べ学習など、よいものは継続しながら、様々な面で教育環境の改善・充実に取り組んできております。

今後も、引き続きＩＣＴ教育を実施しつつ、幼小中連携による連続性を持った教育を推進し、こども園から小学校、小学校から中学校に進む際も、スムーズな移行を図るとともに、児童生徒が伸び伸びと学校生活を送れる環境整備を推進してまいります。

次に、高齢者に対する支援については、高齢者が地域の中で生きがいを持って社会活動や文化活動等に積極的に参加できる地域づくりを推進してきております。各種福祉的支援はもちろんのこと、村公民館で実施している高齢者学級、各地域で活動している高齢者サロン等、必要に応じた各種事業を実施してまいりました。

さらには、昨今のデジタル社会への対応策として、いわゆるデジタルの壁を取り除くために、難しい操作が必要のない手ぶらキャッシュレス事業により、最先端のデジタル機器を体感してもらうことも実施してまいりました。

今後は、いわゆる団塊の世代を含む多くの高齢者への対応が必要となってまいりますので、現在、高齢者等ＱＯＬ向上サービス実証事業を実施し、高齢者や障害をお持ちの方が地域で生活しながら、その生活の質を高めるには何が必要なのかなどについて検証を行い、村民の皆様のニーズを具体的な形にしていりたいと考えております。

次に、７点目の高齢者や運転免許返納者に対する支援につきましては、令和５年度４月から、先ほど申し上げました高齢者等ＱＯＬ向上サービス実証事業の一つである、御用聞きサービス安心生活サポート事業を実施しております。

本事業は、高齢者や免許返納者等の移動や、お買物等の日常生活を支援することで、高齢者等の生活の質の向上を目指す事業となっております。

具体的な支援内容としては、通院支援、買物支援、運動支援等を含む余暇活動支援となっており、令和5年度実績として、利用登録者が54名、支援回数は529回と、高齢者等から必要とされる事業であり、利用者からは好評をいただいております。

本年度も、引き続き本事業を継続しながら、民間企業等と連携するさらなる取組を実施し、よりよい地域づくりを目指しながら、高齢者等が住みやすい玉川モデルとなるような高齢者等への支援を充実させてまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） 引き続きお答えいたします。

4点目の児童数減少に伴う小学校統合検討会議につきましては、玉川村の児童生徒数につきましては、数年刻みで大きく減少すると予想されており、出生届出数を見ると、2013年度は52件、それに対し2023年度は23件と、10年間で半数以下に減少しております。

これだけを基に算出しますと、令和11年度には、須釜小学校の2、3学年が複式学級となり、その結果、当然、教員数の減少にもつながることになります。玉川第一小学校につきましても、学級数で見ると、2学級ある学年が2つの学年しかなく、須釜小学校と比べても、普通学級は2学級しか多くないので、児童1人当たりの教員数で考えた場合には、こちらのほうが業務負担が大きいものと考えられます。

これらの状況を見据えて、令和4年より庁内に、学校在り方検討プロジェクト会議を立ち上げ、関係課長並びに子育て世代職員による検討を行ってまいりました。

本村の教育環境をよりよいものにするために、多方面から検討を行っており、今年は、村民懇談会もありますので、村民の皆様のご意見も伺いながら、子供たちのよりよい教育環境のための方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、6点目の登下校時の支援体制につきましては、スクールバスの運行のほか、安全パトロール員による青パト巡回、安全安心たまかわこぶし隊による見守り活動、さらには、須釜小学校前、村道南-22号線の一部区間や村道I-4号線全線にカラー舗装を施して、車道と歩道を区別し、歩行者の安全確保を行うなどの対策を行っているところであります。

また、児童生徒たちへの交通安全指導も行うなど、引き続き、防犯と交通安全に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 答弁に基づき再質問させていただきます。

まず、1点目で、地域性や地域の特色などを活かし、時代に合った村独自のオリジナリティーあふれる事業を展開しているということですが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というのが、国のほうでは、その地域でオリジナリティーあふれる事業をやってくださいということで策定したようなものなのですが、もっと具体的なもので、ここに先ほど挙げた以外に、どのようなものが村としては行ってきたのか。また、今後また継続して行う予定なのかをお聞かせください。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） まず、第2期玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらをお読みになってのご質問だと思いますが、こちらに載っているような事業でございます。

具体的な事業ということなので、ページでいいますと14ページにもあるように、移住・定住に関する事業であったり、16ページですと、交流人口、関係人口の拡大、ご存じのとおり森の駅 y o d g e の整備であったり、乙字ヶ滝周辺の観光整備計画であったりというものがございます。

また、元気な産業プロジェクトの中ですと、21ページにございますように、サテライトオフィスの設立やコワーキングスペースの設立等々、計画に沿った形で、我々事業を展開しております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 村民の皆さんが、なかなかそれを全部読むことが難しいかなと思いましたので、ご質問させていただきましたが、今後とも、先ほど言いましたいろんなものについては、今後も継続していく予定なのでしょうか。今までやってきた中で、どれくらいの費用対効果は別として、効果はあったのか。その辺もお聞かせください。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ありがとうございます。

当然、これから、まち・ひと・しごと創生法の中も加味しながら、デジタル田園都市国家構想を加味するという形で、今年度、戦略のほうを練り直すことになっております。デジタル田園都市国家構想のほうなんですけれども、こちらは、これから人口減少社会におけるデ

デジタルの使用を、どうやったら労働力が下がってもデジタルを活用してそれを維持する、あるいは発展させていくかということがキーになっておりますので、そちらを加味しながら行っていくという形が、基本姿勢になっております。

全ての事業を継続していくのかという点に関しましては、当然、時代の流れに合ったというのもございますので、有識者会議等で検討しながら進めてまいるというところでございます。

効果につきましては、定量的評価というのは当然出ているんですけども、K P Iに沿った形で定量的評価というのが出ています。K P I がまとめ次第、公表させていただくということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 今、企画政策課長のほうからちょっと出たんですが、デジでん甲子園というのが、多分、去年行われているんですよ。

そこで、各地方公共団体からも出ているんですが、見ると結構やっているんですよ。いろんな部門がありまして、そこから、もう去年で終わっているんですが、玉川村は、これだけいろんな事業をやって、いろんな方たちが交流人口が増えてきているんですが、そのことに対しての発信がてら、応募とかはしなかったんですか。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） デジでん甲子園なんですけれども、内閣府主催でやっておりまして、実は応募しています。昨年度の夏のデジでん甲子園に応募させていただきました。残念ながら、ちょっといわゆる予選落ちという形になってしまいましたが、応募はしております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 予選で落ちてしまったということで、それはそれとして、こういうものが玉川村にあるという発信ができただけでも、一つのきっかけができたのかなと思いますので、そういうのが国で行われているのであれば、どんどん発信していただければ、全国的に玉川村の名前がまた違う形で動いてくれるのかなと思いますので、大変ですが、その辺の職員の皆さんの協力よろしくお願いします。

それと、K P I ということで、先ほど、村としてのK P Iをしているということなんですが、村としてのK P I の目標値はどれくらいと捉えているのか。それは、2060年、5,800人

とした場合なんです、どれくらいの形として見ているのか教えてください。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ご質問にお答えします。

K P Iにつきましては、日本語にしますと、重要業績評価指標ということになっております。K P Iにつきましては、こちらの総合戦略に全て載っております。目標値という形です。

先ほどございました人口ビジョンのほうなんですけれども、こちらについては、2060年に5,800人。こちらはK G I、いわゆる重要目標達成指標というような形で捉えております。

結果が、2060年のお話にはなってしまうんですけれども、いかにそこを目指していくかというものが、5年スパンの総合戦略に書かれておりますので、こちらを計画的に進めていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 36年後ですね。2060年度となりますが、私たちはその頃いないと思いますが、人口減にならないような方法を取っていただければ、それはとても素晴らしいことなので、その策定はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、実証事業ということで、かなり、玉川村は手ぶらキャッシュレスにしても行っているんですが、大体、半年ぐらいなのかなと。期間的には、どのような期間を設けて、そのここまでの値であればそれを続けようと、本格的な事業として取り組んでいこうという考えの下に、多分、実証実験でやっていると思うんですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

実証事業の考え方は、例えば、半年とか1年とかというのを決めているわけではなくて、この事業においては、しっかりと検証しなくてはならないだろうということで、もう1年、2年というものも、例えば、先ほどの御用聞き事業という部分につきましては、5年度もそうでしたし、6年度も実証事業の一環として進めていきたいと思っていますし、中には、半年ぐらいで済むのも当然ありますし、それは、その事業、事業によって、その期間ということについては判断をしております。

あと、何というんですか、こういう数値になったら本格に行くという部分についても、なかなか難しい質問でして、さっき担当課長のほうからも、定性的な部分と定量的なというよ

うなお話がありましたが、全てが定量的な部分において目標値を比較判断できるようなものであれば、そういう数値をベースにしながら判断も可能なんですけど、定量的なものだけではなくて、定性的なものも当然ありますし、また、行政として数値としてはなかなか見えないんですけども、村民の皆さんにとっては効果のあるものというの、当然出てまいりますから、そこは、定量的、定性的なものを総合的に判断する中におきまして、本格実施に移行するかどうかについては判断してまいりたいと思いますし、先ほどからお話ししているとおり、当然、外部の方にもご意見を伺うそういう機会も得ながら、全てのものについて外部の皆さんの意見を聞くというわけではないんですが、特に、重要なものにつきましては、外部の皆さんのご意見を聞くなど判断してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 先ほどの玉川村の転入者数、関係人口数ということで、令和2年から5年までのいろいろ出て、人数的にはかなり上回っているということで、先ほどお聞きしたんですが、もともと玉川村出身者でない方なのか、Iターンなのか、それとも新規で転入された方なのか、その辺はどうなのでしょう。どちらが増えているのでしょうか。あるいは地元から、結婚されて出産されたということで、先ほどの移住・定住の関係なんですけど。

それで、大丈夫ですか、2番目の選ばれる村づくりのプロジェクトにおける交流人口、関係人口ということの拡大ということで、転入者数、関係人口数ということで、令和2年から5年の挙げていますよね、増えていますと。

関係人口は、2,500人に対して2,572人で上回っているということなんですけど、もともと玉川村の中だけで人数が増えているのか、それとも新規で移住されているのか、その辺の人口どうですか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今まずは、その転入者の部分についての内訳ということで、もともと村内出身なのか、Uターンしたのか、それともIターンだったりそういう方式なのか。もしかしたら、孫ターンなんという言い方もありますので、そういうものなのかという部分については、そこまでは残念ながら把握し切れておりません。

ただ、関係人口の部分については、大幅に増えておりますが、これは一定程度の関係人口という部分の条件をつけておりまして、その条件に基づいて算定しておりますので、その部分については、しっかりと数字はつかめるんですけど、その転入者について、村内人口、も

ととも村内出身者なのか、そうじゃないのかなという部分についてまでは、把握できておりません。

○議長（小針竹千代君） 林議員をお願いします。

この場で聞かれて即答できないものは、事前に、そういったことの趣旨の報告をお願いしたいと思います。

林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 玉川村のほうには、現在、地域おこし協力隊が16名登録されております。ホームページのほうにも載っております。現在募集しているのが、令和5年2月に、学校関係で、数学学習支援2名、英語学習支援1名ということになっておりますが、1名、別に令和4年に募集した英語の方は1名いるんですが、もう一人等追加ということで募集しておりますが、この方の募集3名については、現在申込みがあったのでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 教育課長。

○教育課長（小針武彦君） 8番、林議員の地域おこし協力隊。学校関係の数学、それから英語の募集は現在もしておりまして、残念ながら、現在までの応募はございませんでした。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 今後も、募集については、そのまま行っていくという予定で考えてよいでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 教育課長。

○教育課長（小針武彦君） 今後も、募集は継続していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） では、次に移ります。

3番目の元気な産業応援プロジェクトということで、6次化商品加工施設の開設により、村の中で加工、販売ができるということなんですが、現在、何名が利用して、道の駅たまかわでの売上げはどのようになっているのか、どれくらいになっているのか。

また、コロナによる首都圏でのPR活動など大変な時期もあったと思いますが、その後、どうなっているのかお聞かせください。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 8番、林議員のご質問にお答えいたし

ます。

まず、1点目の利用者数ということでございます。最新データが、令和4年度分ということですので、ご了解いただきたいと思います。

令和4年度4月から3月までで、約474件の利用がございました。

販売額につきましては、それぞれ利用された方が独自に販売しているというものもございますので、金額については、残念ながら把握できないので、そこはご了承願いたいと思います。

また、PR活動についてのご質問でございました。

ご指摘のとおり、コロナ等もありまして、なかなかできないというような状況もございましたが、国のほうの加速化交付金のほうを利用させていただきまして、首都圏を中心に6か所ほど行ってございます。

物につきましては、当然、こちらのほうで持っていくやすいものということで、日もちするような加工品と農産物というものがメインにはなってしまいますが、そのような事業を活用した中でPR活動は行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 関連ですが、先ほど、ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンターの助言を受けているということですが、その辺で、助言を受けての商品等の開発は行っているのでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 8番、林議員のご質問にお答えします。

ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンターの助言による商品開発についてのご質問でございます。

今まで、こちらを、次の質問とも関連はするのですが、今までに作ってきたものというようなところでは、岩法寺地区で作っている曲がりネギを利用した煎餅とか、あとはさるなしを使用したサイダーといったものが、主な商品として、かなりの評価を受けております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） せっかくの加工場施設ですので、やはり、その利用とあと県のほうのイノベーションサポートセンターの助言を受けながら、なお、村の特産物を生かしたような

加工ができるといいなと思いますが、その辺も、職員に対しては大変でしょうが、地域の皆さんと協力しながらできないことはないかなと思いますので、その辺につきましては、よろしくお願いします。

次は、学校関係の4番目、共に生きる村づくりプロジェクトにおいての関係なんですが、先ほど複式学級になる予定であるということで、なかなか難しいところもありますが、統合も考えると、今の学校施設もかなり古くなっていると思いますので、その辺の施設の関係についても話し合いについては、持たれる予定なのでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの質問にお答えいたします。

統合については、まだ結論めいたことは申し上げるわけにはいきませんが、いろいろ検討していく中で、施設につきましては、特に小学校は、どちらも築50年を超えておりまして、かなり修繕にお金がかかっておる状態であります。子供たちが安全に生活できる学校施設を造ることは、まず基本ですので、修繕等は繰り返しながら事故等のないように気をつけておきますが、大きな修繕になりますと莫大なお金もかかりますので、そういった校舎の耐久性も踏まえながら、子供たちの学校が将来どうなるかということで、今検討しているところがあります。大事な検討課題として取り上げていることはお伝えしております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 今の学校関係だと6番目なんですが、登下校時の支援体制ということで、スクールバスの運行、安全パトロールによる青パト巡回、こぶし隊による見守りということなんですが、カラー舗装しているということで、車道と歩道の区別をつけているということですが、現在、通っている子供たちとか何人か、そこを小学生とか通っているのを見るんですけれども、下校と限らず、なかなか狭いんですよ。自転車で歩くにしても、車が来たときに、どうしてもここの旧道ですと、車が止まってくれるのではなくて、子供たちが止まって車をよけるという感じのところもあります。お休みのときとかも、そういうのがあるんですが、これから夏場はいいとしても、一応、中学生については、川辺地区についても、竜崎地区についても、自転車通ということであろうと思われませんが、実際のところ、スクールバスを出してほしいという声はかなりあります。どこに言ったらいいのかが、まず分からないと保護者さんがそういうふうな意見を出しておりますが、なので、多分、届いていない声のほうが大きいかなと思います。小学生がスクールバス運行されているので、中学生もそれ

に乗り合わせはできないだろうかという意向ありまして、その辺について聞いてほしいということがありますので、私もそこは疑問であります。

須釜地区については、遠いということで、これはしょうがないと思いますが、なかなかスクールバスはいろんな問題がありますので、大変だと思いますが、その辺の運行状況につき、当面考えますとなると、卒業してからになってしまう可能性もあるので、できれば早いうちにどういうふうにするか、どうふうな形を取りたいのかを、お聞かせ願えればありがたいです。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、登下校の安全につきましては、舗装のところ、カラー塗装したということで、先日、私は歩いてきました。ずっと歩いたんですが、やっぱり色がついているということで、歩くほうも安全の意識が高まりますし、車のほうも、ここは色がついているので、車寄せないよというそういう配慮はしてくれるのかなということで、安全効果はあるのかなと思っています。

また、川辺方面の道路です。大変狭くて、私も現職中、よくあそこに立って、子供たちの下校の状況を見て一声かけたりしました。確かに、狭いところが何か所かあって、危ないなと思うところがあります。実際に、事故も数件過去にありますので、決して気は許せないところではありますが、その辺は、中学校のほうでも自転車通の生徒たちを小まめに集めて、下校指導するなり、並進しないとか、前後よく見るとか、そういうことは指導を繰り返しておりますので、そういう中で事故防止には熱心に努めているところであります。

スクールバスにつきましては、統合のときの取決めがありましたので、東部地区がスクールバスと、あと川辺のときも川辺地区の小学生がスクールバスということで取決めがあったので、そのままずっと継続している状況であります。

キロ数で改善するとか、いろいろお声は聞いておりますが、今の段階で、私のほうでこうしますというお答えできませんが、統合時の取決めのまま継続しているということだけは、お伝えしておきたいと思います。ただ、いろいろご意見を伺っていることだけは伝えておきます。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） かなりの声が出ているということだけは、届けたいと思います。なの

で、取決めがあるからそのまま継続しているのではなくて、現状に合わせていただきたいというのが一番かなと思います。親御さんのほうも勤めの時間、送迎の関係で、いろんな苦労されていると思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

それと、もう一つ、放課後児童クラブなんですが、伸び伸びと過ごす環境ができているということなんですが、1年生から6年生までの子供さんが、狭いところに、一つの建物にいてというところで、かなり窮屈ではないかなと私自身も思っております。

学校のような施設ではないので、元の保育所とかを使ってやっているのかなと思いますので、その辺の中で、子供たち同士、あるいは保育の先生かなとかの何らかのトラブルとか、そういうようなことというのは届いているのかなと思いますが、それに対して、ほとんどないとは言えないと思いますが、少し何か子供たちのいざこざとかありましたらば、一応、若干ですが、ありましたというふうな形が届いていると思いますので、その辺ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの質問にお答えいたします。

児童クラブにつきましては、本村では、他町村よりも高学年まで受け入れるということで、許容範囲を超えるような状態で受け入れております。したがって、そういった面では、他町村よりも子供たちに手を差し伸べているのかなと思うんですが、施設面とか、そういった面では、なかなか十分な広さがないために、子供たち同士生活上、トラブルといいますか、どうしても狭い空間にたくさんの子供がいますので、なかなかゆったりとした生活ができていないところが現状としてあることは、認めたいと思います。

また、その支援に当たってくださっている方々も、地元の方々なものですから、こちらでお願いして何とか継続していただいているので、専門の教職員とかではありませんので、そういったところは、指導のほうでは、我々のほうも出かけていって、いろいろアドバイスをしたり、困ったときには相談に乗ったりとか、そういうことをやっております。研修なども積んでおりますので、だんだんに先生方のほうも指導の方法がうまくなって、子供たちを上手に面倒を見てくれればよいなとは思っておりますが、教育委員会のほうでも担当をつけて、小まめに足を運ぶようにしております。

それから、地域おこし協力隊のほうでも定期的に顔を出してくれて、特に、高学年の男の子たちなんかの遊び相手になってくれたりとか、そういった意味で学校と連携しながら、教育委員会やいろんなものと連携しながら、いろんな事故のないように、よりよい児童クラブ

にしたいなというふうな努力はしております。

一応、そこまでお伝えしておきます。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） 最後の質問になりますが、7番目の高齢者に対する支援とかなんですが、先ほど、高齢者等QOL向上サービス実証事業ということで、御用聞きサービスとか行っておるということなんですが、ライドシェアが、今日本でかなり増えてきております。

村長が、初日のときにもこの言葉を出しておられましたので、やっぱり目に付けてくれたのかなというのがありまして、現在のところ、5日現在ですと2,200台が利用されている。福島県ではなく、全国的に2,200台されており、東北では仙台と青森で行っております。

登録が、営業登録ではなくて、もっと簡単な登録の仕方があり、いろいろ大変なんですけど、自治体が動いてくれれば、これはかなりいい乗り合わせになるのかなと思いますので、御用聞きサービスとか、いろいろコンシェルジュ事業においていろいろあるんですが、法整備をされて、青森のほうでは、青森モデルというのをつくって行いたいというのがインターネット上にも載っていますし、そういうところを考えると、もっともっと玉川モデルをどんどん出していくのには、これはいい一番の手法ではないかなと私は思っているんですが、手ぶらキャッシュレスを全国初やったので、ぜひとも、このライドシェアを研究していただいて、そうすると、村民の雇用にもなるかと思ひますし、乗り合わせですので、個人の自動車で普通免許でできるということもありますので、村と行政側と村民側のいい手をつなぐ形を取れるのかなと思いますが、その辺、村長のお考えをお聞きしたいんですが、よろしく願ひします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ライドシェアは2つあると思います。

1つは、今もタクシー会社等を中心してやっておりますライドシェアと、今、議員がご質問されました自治体ライドシェアの部分と、二通りあるかと思ひます。

我々も、自治体ライドシェアという部分で、検討を進めてまいりたいなというふうにご考えております。どういうことかといいますと、今現在、御用聞きサービスということで、いろいろと登録をしていただきまして、その登録者に対していろんな支援を行っておりますが、今は2台の車で2人の職員の方で対応しておりますが、それをもっと拡大していくためには、やっぱり一般の方々にもご協力いただいて、例えば運転者の方もボランティアで登録してい

ただ。時間の空いたときに、そういう運転業務をしていただくとかという部分まで進んでいくと、とてもいいのかなというふうに思っておりますし、ただ、そのためには、様々な課題があります。そういうことを、また実証事業の中で検討してまいりたいなというふうに考えております。

例えば、ボランティアで採用する場合の方々に対しての身分保障の部分でしたり、あとは、そのやっていただいた分に対して本当にボランティアでいいのか、対価を支払うのか。

ボランティアの場合については、例えば、デジタルを活用してポイント化していった、違う部分でそれを活用できる方法をつくっていくとか、一つのことを一つの事業だけではなくて、いろんなものを連携させながらやっていく必要があると思いますので、それがまさに玉川モデル、玉川方式だと思いますから、いろいろとこの部分については検討させていただきながら、我々行政体だけでは難しい部分は当然ありますので、いろんな関係する団体とも協議、調整をしながら、そして国の動き、県の動きなんかも注視しながら、本当にいい形になるように検討してまいりたいと思いますので、ぜひ、その際はご協力いただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 林芳子議員。

○8番（林 芳子君） ありがとうございます。

玉川村は、空の便も、高速道路も、道の道路の関係もすごいいいところなんです、本当からすると、もっともっと身近なところの道路関係も必要なのかなというところなんです、やはり、タクシーがない。行きたいのに何もないということで、大変かなというところがあって、高齢者のほうからは、かなりの声が出ている。

だけれども、タクシーがないので免許返納者にはタクシー券を出すわけにもいかないというところもあるし、須賀川、石川まで行くのも大変だなというのがあって、ご夫婦で自転車で国道を横切っているという方もいらっしゃいます。危ないと、やっぱり思います。明るい日中であっても、やっぱり国道を横切るというのは、かなり難しいかなと思います。横断歩道があっても、なかなか自分が横断歩道歩いていても、そこは難しいものがあるので、やっぱりいろんなことを考えると、行政と村民と皆さんで連携したほうが一番いいのかなと思いますので、それについては、村当局のほうのご協力が大になると思いますが、執行部のほうの皆さんの協力を得ながら、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（小針竹千代君） これをもって、8番、林芳子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、昼食といたします。

(午前 11 時 47 分)

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

◇ 円 谷 兼 一 君

○議長（小針竹千代君） 次に、4 番、円谷兼一議員の発言を許します。

円谷兼一議員。

〔4 番 円谷兼一君登壇〕

○4 番（円谷兼一君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました 4 点について質問をさせていただきます。

1 つ目の質問ですが、小学校を含めた今後の学校の在り方についてです。

先にお断りしておきますが、先にやったところでかぶった質問がございますので、大変申し訳ございませんが、そのところご了承お願いいたします。

小学校を含めた今後の学校の在り方についてです。

須釜小学校の生徒数が 5 年後、6 年後には激減して複式学級になってしまうことは多くの方々が知っておられると思います。複式学級になると先生の数も減り、学校運営にも支障が出ます。何より、子供たちが安心して勉強やスポーツに取り組めるのか、学校生活にも何らかの影響が出てしまうことも考えられます。玉川村役場庁内で村外の学校を見学したり、検討をしていることと思いますが、学校統合に向けて今後の進め方について伺います。

小学校の統合や小中一貫校などを考える検討委員会の体制づくりは急務と考えますが、いつ頃になるかを伺います。

次に、2 つ目の質問ですが、中学校部活動の地域移行後の支援策についてです。

1 年後、2 年後に、中学校部活動が地域移行にされることとされています。現状では、教育委員会のご尽力の下、地域企業や地域団体の方々が名のりを上げ、確立できつつあると思

います。

地域移行後に子供たちが安心してスポーツに打ち込めるために、長期継続できるように、村としてもどのような支援ができるか、次の2点について伺います。

1点目、地域移行後に県南大会や県大会、それに出場する際の移動バスの費用を村として支援できるのか。

2点目、地域移行後に部費やクラブ費で運営していくと思いますが、負担がかかり過ぎて長期的継続が困難になる可能性があると思うのですが、村としても運営費の支援はできるのか。

3つ目の質問ですが、農地転用後の土地利用の制限策についてです。

水郡線沿いの農地を転用して売却する例があります。高齢で米作りができなくなり、農業後継はできないと判断し、売却することということです。宅地としてではなく、ほかの用途で売却する等が聞かれます。例えば、太陽光発電パネルなどの工作物を設置するケースです。このようなケースは止められる効力もありません。今後、農業をやめて農地をどうするかと考えていくと、このようなケースが起こり、太陽光パネルで埋め尽くしてしまう可能性はあります。水郡線沿いや118号線沿いの土地利用に関して対策があるかどうか伺います。

水郡線沿いと118号線沿いの土地利用に関する玉川村独自の景観条例等はできるかどうか伺います。

4つ目の質問ですが、荒廃農地の利用として商品開発の活動についてです。

今や、農業者の高齢化や後継者不足による農業離れが急速に増えている状況です。これにより、農地の荒廃が進んで、今後数年で農地が山林になることが予想されます。これは、農業者の方々が問題視続けてきたことでもあります。

この対策案として、1つ目、荒廃農地や遊休農地に、ある作物を村民参加型で栽培することなど。

2点目、1で収穫した作物を使って村民の方々にレシピやメニュー等を募り、コンクールを開催する。

3、②で入賞したレシピやメニュー等を商品化し、道の駅、物販エリア、全国及び輸出版売まで展開する。

4、ふるさと納税の返礼品とする。

以上のような活動は、さるなしの商品で行ってはいませんが、荒廃農地を増やさないための活動案について村として何らかの支援ができないか、次の3点について伺います。

- 1 点目、農地の地域計画を基に荒廃農地等の利活用促進交付金が使えないか。
 - 2 点目、商品化につながるための村民参加でのコンクールを村として実施できないか。
 - 3 点目、商品化を進めるために 6 次化を含めた助成金等を使えないか伺います。
- よろしく願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 4 番、円谷議員のご質問にお答えいたします。

1 つ目の小学校を含めた今後の学校の在り方についてであります。小学校の統合や小中一貫校などを検討する検討委員会の体制づくりにつきましては、令和 4 年 11 月に庁内に学校在り方検討プロジェクト会議を立ち上げ、玉川村の教育環境をよりよいものにするため、多方面から検討を行っており、その中で昨年は、義務教育学校や小中併設校など、具体的な教育環境づくりについての先進地視察研修を行ったところであります。

学校の在り方は先送りにできない喫緊の課題ではありますが、統合ありきで考えるのではなく、子供たちにとってよりよい教育を提供するとともに、玉川村で教育を受けさせたいという子育て世代が望む魅力ある環境を実現できるよう、村民の皆様のご意見等をお聴きしながら十分な検討を重ねた上で方針を明らかにし、示してまいりたいと考えております。

次に、2 つ目の中学校部活動の地域移行後の支援策についてであります。部活動の地域移行につきましては、教員の働き方改革、少子化による生徒数の減少などにより、これまでの部活動を学校の業務から切り離し、生徒の自由な選択により地域の活動に参加するというもので、令和 7 年度までを移行期間とし、令和 8 年度から平日の活動も順次移行することが文部科学省等から示されているところでございます。

1 点目の地域移行後に県南大会や県大会に出場する際の移動バス費用の村としての支援につきましては、現在、玉川中学校は部活動を維持するだけの生徒が在籍しておりますので、従来の活動が可能であり、現時点では中体連をはじめとする移動の際のバス等の支援は継続できると考えております。

しかしながら、生徒たちの活動が学校管理下を離れた場合は多様な活動が予想され、これまでの学校の部活動になかった種目や文化活動、学習活動、ボランティア活動など、活動の形態や大会、コンクール参加などについて一様ではなくなりますので、支援方法については

慎重に検討してまいりたいと考えております。

2点目の地域移行後の村としての運営費の支援につきましては、地域の活動はスポーツだけではなく様々な活動が予想され、それぞれの活動日時や運営形態、費用など、一様ではないことから、公平に支援することは難しいものと認識しております。

現在、村スポーツ協会や元気スポーツクラブに所属している団体であれば補助制度が確立しているほか、激励金等の手厚い支援も行われておりますが、学校管理下を離れた活動となれば、中学生だけではなく、小学生や高校生以上も参加する団体が予想されます。

また、他市町村からの参加者や、逆に玉川村以外の団体へ参加するケースも増加すると思われれます。

さらには、さきに述べましたように、スポーツ以外の文化活動や学習活動、ボランティア活動なども支援の対象となることから、今後の状況を見ながら国等の方針を注視するとともに管内町村や近隣市町村の取組等について調査しながら、よりよい支援方法を調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3つ目の農地転用後の土地利用の制限策についてであります。水郡線沿いや国道118号沿いの土地利用に関する村独自の景観条例等につきましては、現在、本村における景観に関する制限等については、福島県景観条例に基づくもののみであり、この条例では事業者が行う行為の規模等により届出が必要か否かを定めてはおりますが、工作物の設置を禁止できるものとはなっておりません。

したがって、玉川村独自の景観条例を制定しようとしても同様であり、太陽光パネル等の工作物設置を禁止できるものではありません。

本村の土地利用に関しては、村振興計画や国土利用計画等との整合性を図る必要があるほか、土地所有者の考えも尊重しなければならないことから、慎重に対応していくべきものと考えております。

次に、4つ目の荒廃農地の利用と商品開発についてであります。1点目の荒廃農地等利用促進交付金につきましては、当交付金は平成30年度をもって終了しており、その後継事業として福島県において遊休農地等再生対策支援事業が創設され、交付金が交付されております。

当該事業は、農業者または農業者が組織する団体等が荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う再生作業や土壌改良、営農定着に係る経費等を総合的に支援するもので、本村においては、令和4年度に2件の取組実績がございます。

遊休農地対策は本村におきましても重要な課題であることから、今後も国や県の支援策等の動向を注視し、関係機関と連携しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

2点目の商品化につながるための村民参加でのコンクールの実施及び3点目の商品化を進める6次化を含めた助成金等につきましては、県内農業者の方々の新商品開発や販売戦略の構築など、6次化について総合的なサポートを行うふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンターが開設されております。

6次化に関する助成事業としては、玉川村独自の事業はございませんが、県の事業として地域産業6次化ステップアップ強化事業が創設されており、商品の開発や改良、販路開拓に係る経費が助成対象となっておりますので、そちらの制度の活用を進めているところであります。

また、ご承知のとおり6次化商品においては販路拡大等、マーケティング戦略が大変重要となります。県ではふくしま満点堂グランプリを毎年開催しており、審査は現役バイヤーの皆さんが行っておりますので、受賞商品のPR効果と販路開拓等に大きな効果が見込まれます。

このようなことから、現時点におきまして、村単位でのコンクールの開催ではなく、県単位でのコンクールへの参加について進めていくことが、より効果的であると考えております。

○議長（小針竹千代君） 円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 1つ目の質問の答弁で、十分な検討を重ねた上で方針を明らかにしたいということではありますが、玉川第一小学校と須釜小学校は51年が今年でたちます。老朽化が進んでいることも考えなければなりません。村民の皆様の意見をお聴きするというので、そのお聞きする時期は今年度中なのか来年度中なのか伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

小学校の今後の在り方につきましてご意見を聴く場といたしまして、6月の中旬から予定しております村民懇談会、こういう場を通じまして村民の皆様方からご意見を伺いたいというふうに考えております。

また、様々な形で検討組織というものも必要になってまいりますので、その村民懇談会等におけるご意見等も踏まえながら、そういう組織化等につきましても研究検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 分かりました。

いずれ新しい学校が誕生するわけでございますが、そのときの開校式には須釜村長が出席されることを村民方々が願っておりますので、その点はよろしくお願い申し上げます。

2つ目の質問の答弁の再質問とさせていただきます。

地域移行になり玉川村の管理下ではなくなったからといって、子供たちを見捨てるようなことのないように細心の注意をしていただき、最善を尽くしていただきたいと思います、その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員の再質問にお答えをいたします。

本当に地域移行後といいましても学校の管理下から離れますが、村であることは当然でありますので、さきの答弁でいろいろと答弁をさせていただきましたが、これを検討していくためには様々な課題がありますので、その課題の一つ一つをしっかりと検証、把握しながら、どうすれば子供たちにとって一番いい方法になるのか、それは村の支援策との、既存の整合性とも図っていく必要がございますので、そういう意味で国・県の動きを注視したり、あとは、その管内町村、近隣市町村のそういう動き、制度的なものも調査しながらしっかりと検討してまいりたいと思います。少なくとも、子供たちにとってこの地域移行が不利なものにはならないように、村としてもしっかりとその辺は検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 分かりました。

いろいろ教育委員会と村当局もこの件に対しては多分大変なことだと思うんですけれども、子供たちのためにいい状態になれることを願って次の質問とさせていただきます。

3つ目の質問の回答で、景観条例などもできない、いろいろなことを個人の土地なので止めることができない、慎重に考えていかなければならないと言われましたが、今、県北のほうでも小規模、中規模の太陽光パネルで問題視されてきているところであります。その結果を踏まえて、引き続き調査し、検討していただけますでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員の再質問にお答えをいたします。

多分県北というお話は大玉村の事例じゃないかなというふうに想像いたしますが、確かに独自の景観条例を大玉村でも制定しておりますが、これも例えば、太陽光発電等を設置する

ことを禁止できるとか、そういう条例ではなくて、著しくその景観を阻害するような、そういう場合については景観保護審議会等を開催して、そこで防止のための必要な策を練っていくということでありまして、なかなか現在の法制度上において、太陽光パネル等について設置そのものを禁止するというのはなかなか難しい事例になっております。

ただ、いろいろな課題もあることは当然認識しておりますので、例えば、今後の国の動きでしたり、県の対策等についてもしっかりと注視しながら、そしてどんな方法があるかについては引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） 個人の土地なので、いろいろ阻止したり、そういう設置を止めたりということは本当に難しいと思います。ですが、このように問題視すれば太陽光パネルがどんどんできるということではないと思うので、皆さんで少しずつ考えていかなければならないと思っております。

続きまして、4番目の質問の回答で再質問とさせていただきます。

1点目の回答で、遊休農地等再生対策支援事業が2件実績あると言われましたが、このような支援事業があることをもっと村民に知ってもらうことが大切だと思っております。知ってもらうために分かりやすい情報発信をしていただけないでしょうか、そういうものはあるでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 円谷議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま議員がおただしのように、情報発信という視点はとても大事な視点だというふうに認識しております。いろいろないい制度をつくってもそれがしっかりと村民の皆様方に伝わらなければ、それはないのと一緒にですので、どういう村民の皆さんにとっての支援策があるのかとか、どういうふうにすればその申請ができるのかとか、そういう方法についてはしっかりと情報発信をしてまいりたいと思います。

なお、いろいろとSNSを活用した情報発信を今行っておりますし、もちろん広報たまかわという月刊誌を使っても周知をしております。あとは、地域おこし協力隊に情報発信支援員という職員も配置しておりますので、そういう中で独自の情報発信スタイルを構築して今いろいろと取り組んでおります。今、議員がおっしゃられたとおり、いかにして村民の皆様方に分かりやすく的確な情報を発信するかという部分については、今年度、私も一つのテーマに掲げて庁内全体として取り組んでおります。そういう意味で、職員全員を情報発信員と

いうふうに位置づけておりますので、今後もしっかりと情報発信できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） おっしゃったようにいろいろな助成金、交付金等があると思います。私もあまり分かりませんが、強い農業・担い手づくりの総合支援交付金等とかも使って、そのほかのいろいろな助成金をいろんなところで情報発信していただければと思います。

最後の再質問としまして、コンクールの実施や商品化について話しているかと思います。何で話しているかと申しますと、荒廃農地が増えてしまうことが懸念されることと、今栽培している方々、収穫したものを単品で販売しても採算割れしてしまい栽培ができなくなるおそれがあるからです。強い農業、もうかる農業をしていくためには栽培から商品化するまでの一連の道筋をつくっていかねばならないと考えます。今のうちに本腰を入れて実行していかないと大変なことになりますので、村としても最善を尽くしていただくことをお願いいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、4番、円谷兼一議員の一般質問を終わります。

◇ 堀 越 美 保 君

次に、2番、堀越美保議員の発言を許します。

堀越美保議員。

〔2番 堀越美保君登壇〕

○2番（堀越美保君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました内容について質問させていただきます。

小中学校給食費の全額補助について。

地方自治体の大きな課題である人口減少対策として、玉川村においてはあらゆる施策を展開し、近隣市町村との比較ではありますが、人口減少率も低いことから、その成果は確実に現れていると思います。その一方、全国的な少子高齢化は玉川村も例外ではなく、民間有識者が組織する人口戦略会議が4月に発表したように、出産適齢期の女性が減少することに伴い、本村も消滅可能性自治体とされたことは、一村民として非常に不安を覚えたところであります。

村長の村政運営の理念とする選ばれる村づくりは、これらの問題解消の最重要施策であり、給食費の全額補助についても選択肢の一つであることは本村の、女性から見たまちづくり研究会の委員からも出産祝い金など一時的な支援より給食費などの継続的な支援を望む声があったことで分かるところです。

令和5年6月の定例会での答弁では、給食費の無償化は国が行うべきで、要望していくとのことでしたが、このような背景もあり、無償化に取り組む自治体も増加傾向にあるため、再度、給食費の全額補助について伺います。

給食費全額補助について玉川村の考えはどうか伺います。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 2番、堀越議員のご質問にお答えいたします。

小中学校給食費の全額補助についてであります。令和5年6月定例会の一般質問でも答弁いたしましたが、本村は第6次玉川村振興計画後期基本計画に基づき、児童福祉・子育て支援の充実策として、たまかわっ子子育て支援金や誕生祝金、医療費助成金、奨学資金の貸与などの施策により、保護者の経済的負担を軽減することとした上で、さらに給食費につきましても令和4年7月より半額補助を行っております。

しかしながら、給食費の無料化は全国一律に同様の行政サービスを提供すべきとの認識の下、国が行うべきであるという考えは現在も変わっておりません。

今後の子育て支援の在り方について検討していく必要性については認識しておりますが、義務教育は無償であり、学校給食法では給食は教育の一環であるとされていること、また、堀越議員が述べられたように、女性から見たまちづくり研究会からのご要望や、子供たちの健全育成等を考慮し、引き続き県等関係機関と協議しながら国等への要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） それでは、再質問させていただきます。

玉川村としては、子育て支援金や誕生祝金、医療費助成金、奨学資金など、ほかの市町村と比較しても手厚い支援があることは十分理解しております。

給食費の無償化につきましては、これまでもほかの議員が質問し、今回の答弁でも国が全

国一律に同様の行政サービスを提供する必要があることから国に要望する、県など関係機関とも協力していくという内容でありましたが、村としてこれまでに要望実績、または、県とどのような協議を行ったか伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

給食費無償化についての国等への要望についてであります。要望書を提出するという形での要望は玉川村としては実施しておりません。ただ、例えば、県等を訪問した際に県の担当部局に対しまして無償化の必要性について訴えたり、あとは、県町村会のほうに訴えたり、あとは、地方6団体がございますので、そういう地方6団体等を通じて全国一律の給食費の無償化については訴えてきております。

ただ、必要であればだんだんその要望書という形をもつての要望ということも検討しなければならないと思いますが、まずはその前段いたしまして、事あるごとにそういう担当セクションを通じまして、無償化の必要性については引き続き訴えてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） ありがとうございます。

福島県内59市町村のうち、35市町村で給食費が無償化となっていること、さらに石川管内では玉川村を除く4町村で実施していることでもありますので、国が決定するのを待っているのではなく選ばれる村づくりの一つの施策として、一日も早く実現できるようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

その子育て支援という部分につきましては、その給食費の支援だけではなくて総合的な政策として取り組んでいく必要があります。それで、先ほど私が答弁しましたとおり、今後の子育ての支援の在り方については、今後検討していく必要性については認識しておりますという答弁をさせていただきました。それは、トータル的な部分において、いかにして子育ての充実を図っていくかということがとても大事な視点だというふうに私は認識しておりますので、一つ一つの字句を捉まえて、それが管内でやっているやっていないではなくて、トータルとしてどれだけの子育て支援ができるのか、充実させていくのか、それがとても大事だというふうに認識しておりますので、ほかの子育て施策についてはかなり充実させた施策を

取り組んでおりますので、この無償化につきましては、繰り返しの答弁になりますが、国に対しまして全国一律の無償化について訴えてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） ありがとうございます。

分かりました。

村としてもトータルの子育て支援を考えていて、各種資金、助成金や補助金などをつくっていただいている、保護者に手厚い保障を考えておられる、されているということはすごくよく分かりました。

村では、給食費の無償化実現の件も含めてなんですが、関係機関に働きかけている事実、そして、手厚い保障があるという事実を保護者にお知らせしていただければ理解が得られると思います。広報など掲載されているのはすごくよく分かるのですが、子育てに忙しいとなかなかじっくり読むということはないので、もう少し保護者に寄り添う形でお知らせする考えはありますか。お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 堀越議員の再質問にお答えをいたします。

議員おただしのとおり情報発信という部分についてはとても大事な視点でありまして、先ほど私、円谷議員のほうの際も答弁させていただきましたが、いろんな施策を展開しているのに、それが村民の皆様方に分かりやすく伝わらなかったらそれは意味のないことでありますので、情報発信、知ってもらう、伝わるような情報発信という部分については再度しっかりと検討してまいりたいと思います。

ただ、今、村の政策といたしまして、村政要覧というものを作成しております。これはこんな感じのやつなんですが、この中でもライフステージに応じたサポート体制がありますということを目で分かるような、そういうまとめ方をしております。金銭的なものと経済的なものと人的な支援という部分でまとめておりますので、こういう部分についてもしっかりと分かりやすく伝わるように、今後さらに検討してまいりたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 堀越美保議員。

○2番（堀越美保君） 分かりました。

私も中学生の子供がおりまして、保護者の方々と話す機会が多く質問内容にもあったように、女性から見たまちづくり研究会でも給食無償化については度々話が上がりますので、その件に関してになりますが、国が行うか、村が独自で行うか、いずれにせよ保護者の関心が

高いというところで、早急に実現できるようお願いしたいと思います。

また、今、村長も話されたように、引き続き保護者の方に寄り添った発信の仕方をどうぞよろしくお願いします。

以上で質問を終わりとさせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、2番、堀越美保議員の一般質問を終わります。

◇ 大 羅 将 君

○議長（小針竹千代君） 次に、6番、大羅将議員の発言を許します。

大羅将議員。

〔6番 大羅 将君登壇〕

○6番（大羅 将君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、前もって通告をしておきました2件について質問させていただきます。

まず、1件目ですが、選挙の投票率向上についてでございます。

2024年3月24日に執行されました村議会議員選挙は投票率が72.47%と過去最低の投票率を記録しました。遡ってみると、2020年76.06%、2016年が80.25%と徐々に下がってきています。村長選挙に関しても2023年4月23日に執行された投票率は76.14%と過去最低を記録し、2019年は無投票でしたが、2015年は82.98%、こちらも減少傾向にあります。

平成27年に公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、これに伴い平成28年からは選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられましたが、10代、20代、30代の若者の投票率が低く、若者の政治離れが深刻となっております。

村政だけではなく、国政、県政にも村民に関心を持っていただくため、本村でも積極的に投票率を向上させていく施策を取り入れていく必要があると考え、次の8点について伺います。

1点目は、直近の村議会議員選挙の年齢別の投票数と投票率は。

2点目は、期日前投票と当日投票の投票率は。

3点目は、不在者投票制度の実施は。

4点目は、本村における投票率に対する、村長の考えは。

5点目は、投票率向上に向けた、これまでの実施内容は。

6 点目は、若者世代への投票率向上への今後の具体的な取組は。

7 点目は、80代以上の高齢者への投票率向上の今後の具体的な取組は。

8 点目は、選挙公報の今後の発行は。

2 件目ですが、「村民の声をお聴きする日」についてでございます。

令和 5 年11月24日から、「村長室へようこそ！『村民の声をお聴きする日』」が開始されました。月に 1 度開催され、村長室にて村長と30分直接話すことができる時間となっており、村民の意見を聴くことのできる今までにない取組として、本日までに合計 7 回実施されています。

しかし、「村長と何を話していいかわからない」や「村長室までは階段を上っていかねばいけないので高齢者には難しい」、「話したいけれども、実施している時間帯には参加できない」、「そもそもそんな日があることを知らなかった」など、多くの意見を耳にすることがあります。

今後、一人でも多くの村民の声を聞いていただきたく、「村民の声をお聴きする日」の今後について次の 8 点について伺います。

1 点目は、「村長室へようこそ！『村民の声をお聴きする日』」の開催目的と経緯は。

2 点目は、過去の「村民の声をお聴きする日」の申込件数は。

3 点目は、主な申込者と内容は。

4 点目は、要望や意見に関する、回答の方法は。

5 点目は、要望や意見の公表は。

6 点目は、村長室以外での実施の可能性は。

7 点目は、夜間や休日などの、実施日の追加並びに時間帯の変更の可能性は。

8 点目は、今後の開催と情報発信の方法は。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 6 番、大羅議員のご質問にお答えをいたします。

1 つ目の選挙の投票率向上についてであります。3 点目の不在者投票制度の実施につきましては、不在者投票制度は選挙日に投票所に行けない方のための制度の一つで、仕事や旅

行で住所地以外に滞在中の場合や、病院に入院されている方などが選挙に参加できるようにするための制度であります。

本村でも、3月24日執行の玉川村議会議員選挙で実施しており、郵便での投票が2名、病院での投票が7名、養護施設での投票が17名で合計26名が投票をしています。

一方、期日前投票制度は平成15年の公職選挙法改正による制度で、従来の不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化等、選挙人が投票しやすい環境が整えられています。

具体的には、仕事や冠婚葬祭等の理由や選挙期日に投票所に行けない方、旅行やレジャーなど何らかの理由で選挙期日に自分の属する選挙区にいない方、また、病気やけが、妊娠、高齢、身体の障害などのために歩行が困難な方、さらに、天災や悪天候により投票所に到達が困難な方が対象となり、これらのいずれかの理由に該当する場合に宣誓書を提出することで、市町村が設置する期日前投票所で投票ができる制度となっております。

本村の玉川村議会議員選挙の総得票数における期日前投票の割合は約4割となっており、選挙ごとに増えている状況となっております。

4点目の本村における投票率に対する考えにつきましては、我が国は国民が主権を持つ民主主義国家であり、選挙は私たち国民や住民が政治に参加し、主権者としてその意思を政策に反映できる最も重要で基本的な機会であり、権利であります。

村議会においても住民が村政に参加し、その意思を反映することができる最も重要で基本的な機会、権利が選挙でありますので、投票率が高くなることが重要かつ必要であると考えております。このため、住民が村政や議会に関心を持てるように執行部局と議会が互いに切磋琢磨することで進化し、住民の意思が村づくりに反映されるような行政運営等を図り、投票率の向上を目指してまいりたいと考えております。

5点目の投票率向上に向けた、これまでに実施してきた内容につきましては、将来の有権者となる中学生が実施する選挙体験の支援や各種媒体を活用した選挙公報を実施しております。

具体的には、各選挙前に広報誌や村ホームページへ当該選挙に係る期日等のお知らせの周知、新聞社への選挙広告の掲載、期日前投票期間及び投票当日に防災無線での周知、村就業改善センター及びすがまプラザへの啓発看板の設置、投票当日における広報車の巡回、公式LINEによる当日の投票周知、また、定時登録時に新たに有権者となった18歳到達者へ啓発文書等の送付などによる周知であります。

今後は有権者である村民が関心を持ち、興味を持てるよう、議会も含めた行政の活性化に取り組むことが必要であると考えております。

6点目の若者世代への投票率向上の今後の具体的な取組につきましては、令和5年9月の定時登録から18歳到達時の新有権者に対して選挙人名簿へ登録されたことの周知と各種選挙の啓発文書を送付しておりますので、引き続き実施するとともに選挙ごとに公式LINE等での投票の呼びかけも実施してまいります。

さらに、今後は若者が興味や関心を持てる政策議論を交わすことができるようにしていくことも必要であると考えております。

7点目の80歳以上の高齢者への投票率向上の今後の具体的な取組につきましては、玉川村議会議員選挙における80歳代以上の投票率は62.01%であり、全体の72.47%と比較すると約10ポイント程度低い状況にありますが、その要因の一つに、寝たきりや介護等で投票が困難な方がいることが考えられます。

身体障害者や要介護者は、その程度や介護度により事前登録することで郵便投票ができますので、その周知を図るとともに、期日前投票における高齢者QOLサービスの利活用、関係機関と協議・検討を行い、高齢者等の方も安心して選挙に参加できるよう取組を進め、その結果として投票率の向上を目指したいと考えております。

8点目の選挙公報の今後の発行につきましては、石川管内や近隣市町村等における状況を把握するとともに、発行している公報の内容や発行に係る経費、さらには短期間で全戸に配布する方法などを調査し、発行の実現可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、「村民の声をお聴きする日」についてであります。1点目の開催の目的と経緯につきましては、村民の皆様の率直な声やご意見等をお伺いしたいという思いから昨年11月から「村民の声をお聴きする日」として村長室を毎月1回、試験的に開放することといたしました。

これまで多くの村民の皆様においでいただき、様々な幅広いご意見等をいただいているところであります。

このため、今年度からは毎月22日を基本に、村民相談の日を設定し、新たな広聴の手段として村民の皆様がふだん感じていることや要望も含め、自由なご意見等を広くお聴きしてまいりたいと考えております。

3点目の主な申込者と内容につきましては、申込者については個人の方や各種団体の方々など、幅広い構成となっております。

また、内容については来庁された皆様方から自由にご意見等をいただいております、ご自身のこれまでの活動内容の報告から人口減少対策、遊水地に係る宅地移転等、村敬老会でお配りしている記念品についてなど、様々なご意見やご要望となっております。

皆様方からいただきましたご意見や要望については、担当課と情報を共有し、緊急性の高い事業については即対応することとし、今後の村政に生かすべき案件については、具体的な方法等について検討させることとしております。

4点目の要望や意見に対する回答方法につきましては、いただいたご意見やご要望に対する回答は現在のところは原則、個別に対応をしております。

5点目の要望や意見の公表につきましては、4点目でもお答えいたしましたが、ご意見や要望に対する回答は原則個別に対応しておりますので、現時点においては特に公表はしておりませんが、村民の皆様に関する事案につきましては、村広報紙等を活用し、回答してまいりたいと考えております。

6点目の村長室以外での実施の可能性につきましては、村民の皆様はふだん村長室に入る機会が少ないため、ぜひとも村長室でお話をしたいという方もおりますので、本事業のタイトルどおり、「村長室へようこそ」ということで村長室を基本にお話をお伺いできればと考えておりますが、予約の際にご希望をお聞きいたしまして、希望する方につきましては、1階の相談室等を活用するなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。

7点目の夜間や休日などの実施日の追加並びに時間帯の変更の可能性につきましては、昨年の11月から実施し、まだ1年も経過しておりませんので、当面は現在の内容で実施してまいりたいと考えております。

なお、村民の皆様方から広聴の場として夜間や休日に実施することも含め、皆様方のご意見等をお聴きしながら、効果的な在り方につきまして今後検討してまいりたいと考えております。

また、今年度は6月から7月にかけて夜間に村民懇談会を開催する予定としております。ぜひとも多くの村民の皆様方に村民懇談会にご出席をいただきまして、ご意見、ご要望等を直接お聴かせいただけることを期待をしているところでございます。

8点目の今後の開催と情報発信の方法につきましては、1点目でもお答えしましたように、今年度からは毎月22日を基本に村民相談の日として開催する予定でございます。

情報発信の手段については、現在毎月の行政区回覧や村公式ホームページ、公式LINEで周知しているところであります。今後とも村民相談の日の内容が村民の皆様お一人お一人

にしっかりと確実に届くよう検討を進めてまいります。

また、本年5月からは行政区回覧情報につきましては、広く村民の皆様に情報が届くよう行政区回覧の電子掲示といたしまして村公式ホームページでも公開しており、文書回覧後でも再度情報が確認できる取組を実施しております。

その他の質問につきましては、総務課長から答弁をさせますので、ご了承を願います。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） お答えいたします。

1つ目の選挙の投票率向上についてであります。1点目の直近の村議会議員選挙の年齢別の投票数と投票率につきましては、本年3月24日執行の玉川村議会議員選挙における年齢別の投票数と投票率を申し上げますと、10代が75票で59.52%、20代が207票で45.39%、30代が315票で54.69%、40代が530票で68.74%、50代が580票で79.78%、60代が830票で87.83%、70代が835票で87.34%、80歳以上が413票で62.01%、全体で3,785票、72.47%となっております。

2点目の期日前投票と当日投票の投票率につきましては、同じく玉川村議会議員選挙の結果において、不在者を合わせた期日前の投票率が29.06%、当日の投票率が43.41%となっております。

次に、「村民の声をお聴きする日」についてであります。2点目の申込件数につきましては、5月開催までの実施件数は39件となっております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） それでは、再質問をさせていただきます。1件目の選挙の投票率向上について。まず、1点目の直近の村議会議員選挙の年齢別の投票数と投票率は、についてであります。

先ほどの答弁でもありましたが、10代から30代が60%以下で、特に20代は50%を下回り、2人に1人も投票に行かない現状にあります。

こちらの要因はどのようなことがあるか、お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの大羅議員の再質問でございます。

投票率が低い要因はどのように考えているかというようなことでございますが、村がアンケート調査等は行っておりませんので、民間業者が国政選挙において実施した調査結果を見

ますと、「政治に変化が必要」、「どちらかというと必要」と答えている人が90%を超えています。ということは、政治には皆さん関心があるということがうかがえると思います。

一方で、「必ず選挙に行く」と答えた人は44.2%ということで半数を下回っております。その理由はという問いに対する答えなのですが、「投票したい候補者がいない」、「政治を信頼していない」、「自分の1票で政治が変わるとは思わない」などとなっております。

村の選挙において若者の投票率が上がらない理由もほぼ同様ではないかと思われますので、一人一人の村民の声を大切にし、信頼される村政運営を行い、ぜひとも投票したいと思われるような選挙にしていきたいと考えております。

また、現在行っているSNSを通じた情報発信を継続するとともに、若い人たちが村づくりに参加できる意識や実感が持てるように事業への参画促進や計画づくりへの参加を促してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 次に、3点目の不在者投票制度の実施はについて再質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で病院7名、養護施設が17名とありますが、こちらはどの施設か分かるのでしょうか。

また、現在不在者投票が認められる病院施設は、現在それぞれ何件で、どこの施設が対象になっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 不在者投票の実施についての再質問でございます。

病院につきましては、西白河病院が1名、南東北春日リハビリテーション病院が2名、介護老人保健施設オルキスが3名、県立ふくしま医療センターこころの杜が1名でございます。養護施設につきましては、特別養護老人ホームエルピスが1名、同じくたまかわ荘が16名となっております。

不在者投票ができる病院や施設は、施設が福島県選挙管理委員会に対して投票ができる施設であること、投票管理者や立会人を設置して投票ができる環境にあることを申請して登録することになっております。令和6年4月1日現在で福島県内では、指定病院、指定病院の介護保険施設、指定老人ホーム、指定身体障害者施設、指定保護施設に区分された451の施設で投票が可能となっております。また、全国では約2万5,000の施設が登録されております。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 次に、4点目の本村における投票率について村長の考えはについて質問させていただきます。

先ほど村長の答弁でもありましたが、やはり関心を持ってもらえるような行政運営、議会運営とありますが、やはり今までの行動や周知活動だけでは年々投票率が減っていくのが推測できます。具体的に、どのようなところが進化をすれば玉川村の投票率が上がっていく要因になると考えているのか、お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをいたします。

その投票率はもう本当に理想は100%だと思いますが、そういう意味ではまだまだ低い状況にあるのが現状だというふうに思います。

いろんな周知方法は確かにあって、それはいろいろとやっていくことで、あと投票率アップにはつなげてまいりたいというふうに思いますが、やはり答弁も今しましたとおり、議会がやっぱり建設的な質の高い論戦が交わされることがとても大事だと思いますし、村民の皆さんの意見が村政に反映させられるということもとても大事な視点だと思いますし、あとは我々行政といたしますか、村政といたしますか、そういうものが村民の皆さんにとって身近なものだという認識してもらうことがとても大事だと思います。

ですから、選挙についての周知はもちろんなんですけれども、中身がとても大事だと思いますから、先ほど答弁もいたしましたけれども、我々執行部と議会とが本当に質の高い議論をするような中で、お互い切磋琢磨していくことが村民の皆さんにとってもそれが興味につながりますし、関心の高まりにつながっていくんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） それでは、6点目の若者世代への投票率向上の今後の取組はについて再質問させていただきます。

18歳到達者への啓発文書等の送付とありますが、こちら実際にどのような形でどれぐらいの数、行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 18歳到達者への啓発文書はどのような形で何回ぐらい実施してい

るのかというようなことですが、玉川村選挙管理委員会から18歳到達者、いわゆる新有権者に対して3月、6月、9月、12月の選挙人名簿への登録時並びに選挙時の登録の際に表面に18歳になられた新有権者の皆様へという投票を促す文書と、あと裏面には本年度実施される選挙についてをお知らせしているところがございます。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 続いて、7点目の80代以上への高齢者への投票率向上の具体的な取組はについて再質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、郵便2名という話がありましたが、身体障害者の方や要介護者の方は事前に登録することにより郵便投票ができるとありますが、こちらはどれぐらい前までに申請すれば投票が可能なのでしょうか。

また、その申請は選挙ごとに行わなければいけないのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 郵便投票の事前登録についての再質問でございます。

郵便投票につきましては、投票する前に郵便投票証明書というのを選挙管理委員会のほうに申出をいただいて、その申出によりまして証明を出します。証明につきましては、特にいつまでという期限はございません。いつでも申請のほうは可能でございます。ただし、投票用紙を申請する場合は選挙期日の4日前までには選挙管理委員会に申請するような形となっております。

投票の証明につきましては、その選挙ごとの投票の証明が必要ですので選挙ごとの申請となっております。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 1件目の最後の質問に移らせていただきます。

8点目の選挙公報の今後の発行はについてですが、選挙公報は有権者に候補者のことを知らせる重要な媒体であり、全国の自治体の約7割が選挙公報発行に必要な条例を制定している現状です。選挙公報をホームページに掲載することで手元に紙の公報が届く前に見ることができたり、コンビニや郵便局に公報を設置している自治体もあります。

また、選挙終了後もホームページから削除されることなく掲載を続けている自治体もあります。候補者が掲げる政策を選挙公報で伝えることができ、有権者がどうやって投票先を選べばいいのか、また、当選後も公約を達成したのか今後の検証にも役立ちます。投票率向上についての起爆剤の一つとも考えております。

先ほど村長の答弁の中ではありましたけれども、石川管内、近隣市町村等の状況にかかわらず、村の進化の一つとして実施していくことは難しいのかお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをいたします。

選挙公報の有効性については今まさに議員が説明されたとおりでありますし、選挙公報を見ることによって立候補者の人となりも分かりますし、選挙公約についてももちろんそれで拝見することができますので、選ぶ一つの手段といいますか、参考になるそういう大事なものだというふうには認識しております。

ただ、現実問題としてこれを発行するに当たりましては、いろんなやり方があると思いますので、まずはそういうものを管内町村、近隣市町村の状況等を把握しながらしっかりと調査研究した上で検討してまいりたいという趣旨の答弁でありまして、今、議員がおっしゃられたとおり短期間で配る前にホームページにアップすれば、その間、紙媒体としてそろわなくても見られるんじゃないのかというお話もございますので、いただいたご意見とも踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 1件目の質問は終わらせていただき、次の2件目の「村民の声をお聴きする日」について再質問させていただきます。

まず、3点目の主な申込者と内容はについて質問させていただきます。

ホームページや公式LINEでは開放時間が1人30分とあり、団体での申込みが可能というところまでは分かりませんでした。団体の場合の開放時間はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをいたします。

基本的にこれ一つの目安なんです。お一人の方とか1つの団体に対して長い時間になってしまいますとほかの人たちの時間が取れなくなってしまいますので、一つの目安として30分というものをやっております。そういう意味では、基本的にお一人でも、団体の場合でも30分というのは一つの目安というふうにさせていただきたいと思います。当然その内容によりまして時間になりました、ここで終わりますというふうにそういうことはいたしませんので、多少それは長くなる分についてはやむなしというような形で柔軟な対応を現在もしているところでございます。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 先ほど5月開催まで39件という件数がありました。その中で緊急性の高い事業について即対応した内容等はあったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをいたします。

そもそもこの村長室を開放いたしまして村民相談の日としてスタートしていますのは、本当に率直に村民の皆様方のお声やご意見などを聞く、そういう場なんですね。だから、それを聞いてどうするかという部分、ましてやこういう議会の場でその内容についてどうこうと議論するためにやっているものではないので、まずはそういうお声をお聞きするというのが一番なんです。

それで、緊急性があったものがどうなのかとかというそういう議論ではなくて、まずは来ていただいて、今村民の皆様は何を悩んでいるんだ、何をしてほしいんだという、そういう率直な声を聞かせていただくというのが一番なんですよ。そういう中で、ここのどんなのがありますかというご質問があるんですけども、それは最終的な部分において施策、政策のほうに反映させていければいいと思っていますし、それを一つ一つ捉まえてここでどうだこうだという部分についてはスタートした趣旨とは全く違ってきますので、それでも答えろと言うのであれば、例えば、敬老会におけます、要は記念品とか何かの部分については、それをもたらすよりは商品券のほうが使い勝手がいいんじゃないのというご意見がありましたので、これは9月に敬老会がありますから、そういうことで内部で検討いたしまして、今回はそういう方向にしていきたいなというふうなことでは進めております。

この趣旨について、まずご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 8点目の今後の開催と情報発信の方法はについて質問させていただきます。

やはり22日を基本とするということがありましたので、そのことにより曜日にとらわれることなく相談数は増えていくと思います。その結果、村民一人一人とお話をしていくことができると思いますが、今現在、周知に関してホームページやLINEは月頭に周知をしており、22日だとやっぱり3週間程度しかなく、前もって年間スケジュール等が分かるのであれば、そういったことも周知することは難しいのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 大羅議員の再質問にお答えをいたします。

確かに先ほどから申し上げていますとおり、いい制度を始めようとしても、いい支援策をつくったとしてもそれがしっかりと村民の皆様方に伝わらなければ意味のないことでありますので、今回のこの村民相談の日につきましても、いつやるんだというところが前もって分かっていないとなかなか村民の皆様も、日程を組みづらいというところがあります。そういう意味では、今、大羅議員がおただしのような、前もって、例えば、年間スケジュールでお示しすることができないのかという部分についてはまさにそのとおりだと思うのですが、ただ、いろいろと日程が変わってしまう可能性がありますので、そういう意味で、うちも総務課長が苦労して日程調整はしているんですが、そのところについては押さえて1日空けるようにしているんですが、どうしても外せない公務が入ってくる場合がありますから、そういう場合については調整せざるを得ないということもありますので、そういう意味で月初めぐらいにどうしてもなってしまいますが、現時点においてはそういう方法でやらせていただきたいなというふうに思います。

例えば、これが年間スケジュールで示しておいて変更になった場合のみ連絡するという方法もあるかと思いますが、それは多分、もう少し浸透していった後ですとそういう方法も使えるかと思いますが、現時点におきましては、今の方法を取りあえず取っていききたいなというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） 大羅将議員。

○6番（大羅 将君） 引き続きたくさんの村民の声を聴いていただければと思います。

以上、私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、6番、大羅将議員の一般質問を終わります。

暫時休議し、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午後 2時21分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 2時31分）

◇ 飯 島 三 郎 君

○議長（小針竹千代君） 次に、9番、飯島三郎議員の発言を許します。

飯島三郎議員。

〔9番 飯島三郎君登壇〕

○9番（飯島三郎君） ただいま議長より許可をいただきましたので、1点について質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

まず、村管理の墓地公園の整備についてであります。

玉川村へ移住され、住宅を新築された方が多くおります。そういった方々は墓地を持っていないのがほとんどであります。玉川村に住み続けるとなると墓地も必要になってくる方もいるのではないかと思います。

近年は樹木の下に埋葬する樹木葬などが行われてきていることから、墓石で作った墓へ納骨する方法以外にも、それらに対応できる公園機能を有した墓地公園の整備が進んできているように見受けられます。

村では、墓地を持ちたいけれども、なくて持てない方のために近年の樹木葬などのニーズの確認した上で、これらに対応できる公園などの機能を有した村管理の墓地公園を整備すべきと思います。

そこで、次の3点について伺います。

1点目、村民で、村内に墓地を求めている世帯数はどのくらいあるのか。

②従来の共同墓地ではなく、公園などの機能を有した墓地公園とすれば村のPRにもなると思うが、整備の考えは。

③県内や県外から玉川村に移住・定住するに当たり、墓地を希望する方には宅地と一緒に墓地もセットになってPRすることもできないか。

この3点を伺います。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 9番、飯島議員のご質問にお答えをいたします。

村管理の墓地公園の整備についてであります。2点目の墓地公園の整備につきましては、

お墓については近年の少子高齢化の進行や核家族化、承継者の家庭事情等から、収骨の管理や方法も多様化するなど、従来からの家族の形や生活の変化に加え、お墓に対する価値観も変化しつつある中、本村における墓地ニーズも多様化していくことが予想されるところであります。

村といたしましては、現時点において墓地公園の整備は考えておりませんが、既存共同墓地の空き区画数の状況や多様化するニーズなど、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、3点目の村外からの移住・定住者に対する宅地と墓地をセットにした販売のPR実施につきましては、既存共同墓地の空き区画数の状況によるところがあるため、事前に墓地提供の約束をPRしていくことは難しいと思われそうですが、今後、移住等に伴う墓地の購入を望む声がある場合は、その都度、共同墓地の管理者等と連携を図りながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、住民税務課長から答弁をさせますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 住民税務課長。

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） お答えいたします。

1点目の村民で村内に墓地を求めている世帯数につきましては、これまで村において墓地の需要に係る独自の調査を実施した経緯がないため、需要数等については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 飯島三郎議員。

○9番（飯島三郎君） まず、では再質問に入ります。

①の村内で墓地を求めている世帯は分からないという答弁でございますが、これは別にあまり詳しいこと個人情報もあるからなかなか聞き出せない面もありますが、ただ蒜生の団地とか川辺の宮ノ前団地、それから奥平、新しい団地に入居している方々、まだ若い人が多いので、なかなかその辺までは、墓地という考えはないと思いますが、いずれこれは訪れることがありますので、親が代々引き継いできた墓地がある方は何とも思わないかもしれませんが、いざ、村外から来た人とかもいますので、やはり村としてはある程度想定しておかなければならないと考えておりますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 飯島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

どのぐらいこれから墓地を必要とする方がいらっしゃるかという部分につきましては、確かに今、議員がおっしゃられたとおり、そもそも村民のそういう若い世帯、移住してきて自分で住宅地を求めて新たに入ってきた人、さらにこれから移住してくるような方については、その墓地という部分については当然必要になってくるのかなというふうに思います。

ただ、そういう中におきましても、答弁しましたとおり、終活の方法でしたり、家庭の部分についても形が変わってきている、さらには現在におきましては、共同墓地という部分があったりしますので、そういう部分につきましては、しっかりとその共同墓地管理者なんかとも調整してまいりたいと思いますし、あとは、移住している方々のご意向なども聞きながら、あと、当然お寺、檀家とかというそういう関係もあるかと思えますから、その辺につきましては、そういうお声があればしっかりと対応できるような体制はつくってまいりたいと思います。

現時点におきましては、そういう意味でどのぐらいの墓地の需要が必要なのかという部分については調査はしていく考えはございません。

○議長（小針竹千代君） 飯島三郎議員。

○9番（飯島三郎君） 最近、この団塊世代が今ちょうど70代を越えてきたからまりの人が多くなって、もう亡くなっている方が大変多く見受けられます。

そんなことで、これからますます、村の統計でも分かりますように出産よりも亡くなる方が多い状態であります。そんなことでありますので、これはある程度村では考えていかなければならないと思います。

それでは、②の従来の共同墓地でなく公園機能を有する、これできた場合の考えでございますが、そのようなことも考えられますので、そのような考えはお持ちでしょうか。伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 飯島議員の再質問にお答えをいたします。

墓地公園につきましては、墓地公園という形での整備は考えておりませんが、既存共同墓地の空き区画の状況とか多様化するそういうニーズがございますので、そういう意味では今後の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 飯島三郎議員。

○9番（飯島三郎君） これはやはり移住してくる人には最後のここ玉川村に骨を埋めたいという考えの方も多分あると思います。そういった方々に悩みのないよう今後村では行って

いただきたいというように考えております。

やはりこの最後の３番の質問のように、住宅と墓地は一緒にもうセットというＰＲもできるものなら、もし公園ができたならばそういう考えを持って進めてぜひ検討委員会なりつくって進めていったらいいかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 飯島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

当初の答弁でも答弁させていただきましたように、現在、墓地公園の整備は考えておりません。そういたしますと、墓地という概念からいたしますと、現在は既存の共同墓地のみが対象となっておりまいますので、そうしますとそういう中でその空き具合とかなんかの関係もございいますので、あらかじめそこを調整しないままに家とセットで共同墓地がありますよというＰＲはなかなか難しいというふうに考えております。

ただ、移住する際に墓地も購入したいというお声がある場合につきましては、それは事前にそういう共同墓地管理者と調整するなり、あとは５月１５日にたまかわくらしサポートセンターも設置しておりますので、いろんな面からどういう支援ができるかについても検討してまいりたいと思いますし、あとは東京辺りでこういう話が出た場合については、ふるさと回帰支援センターがございいますので、そういうところを活用しながら、玉川村の状況については墓地とセットのＰＲはなかなか難しい状況にありますけれども、そういうお考え、お声があるのであれば、それはあらかじめ言っていただければ丁寧に対応させていただくということの説明はできるかと考えております。

○議長（小針竹千代君） 飯島三郎議員。

○９番（飯島三郎君） ぜひそういうＰＲ活動もしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小針竹千代君） これをもって、９番、飯島三郎議員の一般質問を終わります。

◇ 小 針 善 誠 君

○議長（小針竹千代君） 次に、１番、小針善誠議員の発言を許します。

小針善誠議員。

〔１番 小針善誠君登壇〕

○1番（小針善誠君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告した内容についてお伺いいたします。

G I G Aスクール構想における教員研修及びネットワークアセスメントについてお尋ねします。

2019年末に急遽、文科省から発表されたG I G Aスクール構想ですが、新型コロナウイルス感染拡大の背景もあり、5年計画とされたもののうち、1人1台端末の導入においては急ピッチでの対応を求められるなど、担当をされた方々のご苦労は多分にあったものと想像いたします。

今や、情報活用能力の育成は言語能力と同様に学びの基盤となる資質・能力と位置づけられており、これからの人口減少に向かう社会を担う子供たちにとっては必要不可欠な能力です。

学習関連のソフトウェアや端末保守等、多くの費用を捻出しなければならない状況下にあつて、玉川村においてはI C T支援業務の委託の予算計上してあることも相当のご尽力があつてのことと思います。確実にG I G Aスクール構想の推進に努められるものと推察いたします。

そこで、以下についてお伺いします。

1つ目、代表的なところではプログラミング教育にはじまり、S T E M、S T E A M教育、デジタル・シティズンシップ教育など、目まぐるしく新しい教育が求められる中、教員の研修などについては予算書等を拝見する限り見つけられませんでした。外部の講師を求め、計画的かつ戦略的に村独自に教員研修を実施する等、教員自身が受け持つ児童生徒を対象とした指導を受けることも重要ではないかと考えますが、須釜村長のご意見や方針についてお伺いします。

2つ目ですが、I C T支援員については学校内で御用聞き、便利屋さんになることが多いのも実情です。I C T支援員を導入した後で、教委、学校、I C T支援員の3者がどのような管理体制が置かれ、教育委員会の目指すサポート、その先に得られる結果へとつなげられているのか、またつなげていこうとしているのかお伺いします。具体的な会議体などがあればご教示ください。

3つ目です。

全国学力調査のC B T化、いわゆるコンピューターなどの端末を使用したテストが標準化されようと、今文科省のほうでワーキンググループなどがつくられておりますけれども、今

後ますます進められるものと思います。

学校のネットワークの環境がボトルネックとなる問題も加味し、文科省ではネットワークアセスメントについて補助金を出すなど、施策が取られておりますが、玉川村において学校でのネットワークアセスメントがされているかお伺いします。

次に、小学校教員の働き方改革についてお伺いします。

人口減少は日本全体の問題としては当然ながら、玉川村においても危機感を持たなくてはならない段階に来ていると考えます。それらを背景に、玉川村では移住者増加及び定住促進に力を入れているところではあります。一方で移住者を募るといったことは周辺自治体との人口の奪い合いの様相もあることを忘れてはならないと思うところです。

こういった中において、玉川村の魅力創出として学校教育の充実といったことへも目を向けなくてはならないと考えますが、新しい教育に対応する教員の時間的負担は増加の一途をたどるばかりです。時間的負担を減らし、教員の教材研究等、授業づくりに費やす時間を生むことも大切だと考えます。この点において教育委員会が課題意識を持たれ取り組まれていることに敬意を表します。

そこで、玉川村の学校教員の働き方改革について具体的に以下4点お伺いいたします。

1つ目、教育委員会ホームページで村内学校の取組状況を見ることができますが、時刻以外に数値化がされておらず、具体的な目標、また到達状況をうかがい知ることができませんでした。この点については、改めていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2つ目です。

その上で、昨年度時点で先生方の帰宅時間は年間で平均してどの程度、何分ぐらい改善されたなどの結果が得られているのかどうかお伺いします。

3つ目です。

玉川村例規類集を確認しましたが、学校管理規則が見当たりませんでした。玉川第一小学校では水曜日、金曜日は17時30分まで退勤を心がけているとあり、取組を具体化していますが、先生方の勤務開始時刻と終了時刻は何時何分かお伺いします。

また、学校管理規則の制定の予定、有無についてお伺いいたします。

すみません、さきに質問4点と記載していますが、こちら3点でした。失礼いたします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 1 番、小針議員のご質問にお答えをいたします。

1 つ目の G I G A スクール構想における教員研修及びネットワークアセスメントについてありますが、1 点目の教員研修につきましては、本村では知・徳・体のバランスの取れた、社会に貢献する自立した人間の育成を図るため、玉川村園小中学力向上推進委員会を組織し、教員の資質向上を図る事業として、園小中が連携した授業参観、研究会などの研修会を実施しております。

また、村内小中学校教員で構成する玉川村教育研究会におきましても、学力向上を目指した各種研修会が実施されております。

村といたしましても、地域の宝である子供たちの健やかな成長を見守るとともに、教育振興への必要な支援をしていくためにも教職員の研修機会の確保と受講しやすい体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、教育長から答弁をさせますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） それでは続けてお答えいたします。

1 つ目の G I G A スクール構想における教員研修及びネットワークアセスメントについてありますが、2 点目の I C T 教育支援に関する管理体制等につきましては、令和 5 年度から I C T 支援員の派遣を民間企業に委託し、月平均 10 時間、児童生徒、教員に対する機器操作、活用方法等の指導を行うなど、積極的な支援を実施しております。

管理体制につきましては、業務を委託しているため委託先との進捗状況、理解度などの確認をし、その上で必要な支援方法などについて協議しながら進めており、今後も G I G A スクール構想の実現に向けて、よりよい学習環境の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、現時点で具体的な会議体は設置しておりませんが、設置に向け県の動きを注視するとともに、管内町村、近隣市町村の取組状況等も踏まえながら各学校と協議を行っているところであります。

3 点目のネットワークアセスメントにつきましては、学校の通信環境は令和 2 年度に整備し、令和 6 年 5 月末現在、学校からは通信速度、範囲などにおいて、特段支障等の報告がないため、ネットワークアセスメントは実施しておりませんが、教育委員会と学校において情報を共有し、今後ともネットワーク環境の維持を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、小中学校教員の働き方改革についてです。

2つ目の小中学校教員の働き方改革についてであります。1点目の教育委員会ホームページでの教員の働き方改革の具体的な目標、到達状況の数値化及び公表につきましては、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、コロナ禍による制限が解かれ、出張や会合等が増えたために勤務時間を超える業務が増えております。ホームページに示されているとおり、各校とも毎週水曜日は児童生徒の下校時間を早くし、部活動や会議を行わないなど教員の負担を軽減するための具体的な取組を行ってきたことなどが成果の一つとしてはあると考えております。

しかしながら、教員の業務は必ずしも平均したものではないので、多くの方に取組を理解していただくため達成状況についての数値化などについて検討を行うとともに、公表の在り方等については改善してまいりたいと考えております。

2点目の先生方の帰宅時間の改善につきましては、昨年度はコロナ禍の制限がなくなったことで業務が増えた部分があり、退勤時間も早まることはありませんでした。それに加え、今年度は、予定した教員数が確保できなかったこと、また、各学年、1学級のため業務が多くなったこと、さらに新採用教員も加わったことによる初任者研修など、業務内容がさらに増えている状況にあります。

退勤時間については、月や週の勤務状況が一樣ではないので、少ない教員数での平均値は成果が見えにくいと思いますが、平日は午後7時前の退勤を呼びかけ、また、水曜日のノー残業日の実施などにより、少しずつではありますが成果を上げてきている状況にはあります。

3点目の玉川第一小学校の先生方の勤務開始時刻と終了時刻につきましては、勤務開始時刻が午前8時10分、終了時刻が午後4時40分となっております。

学校管理規則につきましては、制定してはおりますが現在ホームページには掲載しておりませんでしたので、今後掲載していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 答弁ありがとうございました。

村長のほうにご回答いただいた点、1つ目のGIGAスクール構想における教員研修に関して再質問させていただきます。

先日、5月に東京学芸大学教職大学院に在籍しております堀田龍也教授という方がいらっしゃいまして、文科省の業務等を多く携わられている先生でいらっしゃいますが、昨年度まで東北大学にいらっやって情報教育工学ですとか、そういったものを専門に扱われている

先生が講演でこんなことをおっしゃっていました。「地域格差というところがよく教育場面で持ち出されることがあるんですが、地域格差は取組具合の差でしかない」というふうに述べております。国はICT活用等について自由化を進めているので、各学校や地域の判断で積極的に取り組んでいくことができるようになっていっていると、この取組の具合が格差と呼ばれているだけだというふうに述べられています。

先ほど須釜村長のほうから、子供たちは地域の宝と、一般的に言われても子供たちは未来からの留学生というような言葉で表わされるとおり、やがてこの玉川村を担っていく人材になる世代の子供たちなんだろうと私も思うのですけれども、そういった体制づくりについてより一層の積極的な予算計上等を望まれると思うのですけれども、その辺について村長のお考えをお伺いできればと思います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 小針議員の再質問にお答えをいたします。

地域格差は本当に取組での差でしかないというのは、本当にいい言葉だなと思いますので、しっかり踏まえた上でこれからまた村政運営に携わってまいりたいというふうに考えております。

私はその学校といいますか、教育という部分について考えておりますのは、児童生徒の安全確保、安心して安全な形で学校教育が受けられるようにしていく、そして、その教育環境の整備という部分、これは行政がしっかりとやるべきことだというふうに考えておりますので、これに関する予算でしたりその事業があればそれはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。そうやって子供たちの安全・安心をしっかりと守り、教育環境を整備することによって、あとは先生方にしっかりと教育をしていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小針竹千代君） 小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 今、村長のほうからも行政の責務であるというようなお言葉をいただきましたので、この点、引き続き積極的な予算計上等で対応していただけるとありがたいなと思うところです。

2点目のICT支援について教育長のほうにお尋ねしますけれども、令和5年度からICT支援員配置されているというところなんですけれども、契約年数は何年契約で行われていて、何名体制で、どのように訪問されているのか、先ほど月平均10時間程度というふうにあったんですけども、すみません、私の前職の都合で、行政の教育委員会等を相手にいたしま

してＩＣＴ支援員の配置などを検討されている自治体から出てくる要望というものは、月２回程度の訪問ですとか、週に２回程度１校ずつというような、具体的に実施数のがのせられているんですけども、この月平均１０時間、どのような訪問体制になっているのか分かれば教えていただければと思います。

○議長（小針竹千代君） 教育課長。

○教育課長（小針武彦君） １番、小針議員のご質問にお答えいたします。

先ほどＩＣＴ支援員の支援体制というご質問だったと思うんですが、各学校、月３回程度の支援となっております。こちらは先ほど答弁しましたとおり、先生や子供たちに対する支援でありまして、これを上限に今予算化を組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小針竹千代君） 小針善誠議員。

○１番（小針善誠君） ありがとうございます。

次に、ＩＣＴ支援員について引き続きなんですけれども、ＩＣＴ支援員の今管理体制について、先ほど業務委託によってそちらと報告等、共通の理解を進めているというようなご返答いただいていたかと思うんですけれども、これはすみません、私の実体験でしかないんですけれども、ＩＣＴ支援を行っている、どうしても教育委員会の意向というのは業務委託先には通じることはあるんですけれども、実際に学校に行くに当たって、企業側としてはＩＣＴ支援員に様々な要望が下りてきて、それは教育委員会様の意向として伝えられているということがベースとしてあります。そういった中で、学校へ行くとその共通理解が学校の中には通じていなくて、それを推し進めようとする、と弊害が出るというようなことも多く体験してきたなと個人的には思うところなんですけれども、そういったところも含めて今後の体制づくりといったところで、学校、教育委員会、プラス企業、業務時間外というところでＩＣＴ支援員の先ほどの回数といったところに盛り込むのはなかなか難しいとは思いますが、ぜひともそういったところでＩＣＴ支援員も交えて話し合いの場といったものを創出していただけるといいのかなと思うんですが、その辺のお考えについて伺いできればと思います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ＩＣＴ支援員につきましては、コロナ禍の頃、このＧＩＧＡスクール構想始まって当初は先生方も困惑をしていたために、かなり先ほどの御用聞きではありませんが、何でもかんで

もお願いするという形だったと思います。あれから３年たちまして、私昨年から各学校の授業見ておりますが、子供たちのタブレットの使用も非常にスムーズですし、先生方も技量が高まってきていると思います。

したがって、今度はさらに上の段階を目指すためにＩＣＴ支援員の方々と、それから我々教育委員会と業者の方々とで３者で会合を持って、もっと充実した方法をこれから展開することが可能になってきているかなと思います。

初めはどのように使っていいかわからない状態からスタートしていますが、今本当に子供たちがどんどん活用しておりますので、上のレベルに向かって、今おっしゃったような協議等につきましては、積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 教育課長。

○教育課長（小針武彦君） 先ほど契約年数の件で答弁漏れましたが、契約につきましては、単年、１年契約でございます。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 小針善誠議員。

○１番（小針善誠君） では、引き続き３点目の質問ですけれども、令和７年度には中学校理科でＣＢＴが実施されるというような、全国学力調査のほうでは理科がＣＢＴで実施されるというようなことが既に公表されているようですけれども、中学校から先行してＣＢＴが導入されていく中であって、今、実際に授業で使われているネットワークの速度ですとか、そういった状況と実際にＣＢＴで行われるネットワークの状況というのが、もしかしたら変わってくるのかなんていうふうには思うんですけれども、この辺について何か事前に問題がないというか、そういったような状況があるのか、また、昨年度からＣＢＴ、英語の「話すこと」調査が実施されたかと思うんですが、この際に全国でも多くネットワークのトラブルというところが報告あったように、私のほうで文科省の資料を見ていたんですけれども、玉川村についてはそういったものが起きなかったかどうか、もしお耳に入っているようであればお聞かせ願えればと思います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの件につきましてお答えしたいと思います。

昨年の英語の件、それについてはトラブルはなかったというふうに伺っております。

それから、これからＣＢＴにつきましては、十分にいろんなトラブル等考えられますので、

本村としましては、今現在におきましては、村内で利用できる最大の環境を提供しているというふうに伺っておりますが、C B Tを行う段階で次の段階、理科ですかね、令和7年の、に向けて回線を増やすなど対応をしていきたいと考えております。

また、ネットワークアセスメントにつきましても財政サイドと協議を行いまして、必要に応じて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） ありがとうございます。

引き続き、この点对応いただければと思います。

2つ目の質問について、教員の働き方改革について再質問させていただきます。

取組の質問で、今回、1、2、3と、出させてはいただいたものなんですけれども、今回、事細かくいろいろ調べていただいたのかなとは思っています。ホームページを見る限り、そのような活動がすごくされているところはあるんですが、なかなか先生方の働き方改革といいますと、時間を早めて入るというようなことはありつつも、時間を短くしたことによってできない業務をどのようにこなしていくのかといったことが課題として残るのかなというふうに考えています。

今日の一般質問の中、ほかのところでもありましたけれども、実際にK P Iを取るですとか、そういったものがあるのと同じでして、こういった働き方改革も実行の計画に沿って何年までにどのような対応をして、どのような成果が得られたら次のステップに行くといったようなことが求められていくのかなと思うんですけれども、この辺について、今後数値化をして公表の在り方について考えるといった教育長のご回答あったんですけれども、この点について、今後計画を策定していくというようなことがあれば教えていただければと思います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまのご質問についてお答えしたいと思います。

先生方の勤務時間について、なかなか公表しづらいところがあります。それは、人によってかなり違いがあります。例えば、玉川第一小学校ですが、今年の4月に関しての勤務時間の平均です。管理職を除いて、昨年の4月の超過勤務時間は平均で36時間1分です。今年は36時間29分ですから少し長いです。36時間ぐらいだろうと思うんですが、実は教頭が112時間です。先生方が早く帰るということは教頭が仕事を請け負っています。ということは教頭先生の勤務時間が減らない限り、一般の先生方の勤務時間が減っても実際は減っていないん

ですね。そのようなふうに学校では誰かがしよい込むということがどうしてもありますので、平均値の数値を公表するというのはあまり意味がないというか、あります。それよりも水曜日、残業しないでみんなで帰りましょうとか、会議をできるだけ少なくして先生方の個人の仕事の時間を増やしましょうとか、そういったこと具体的に取り組んでいくことが取りあえず目に見えてる取組なのだと思います。

中学校につきましては、部活動ですね。部活動をやることによって1人2時間、平日残業が出ます。中学校の教頭先生は4月の超過勤務、130時間ですので、私が教頭の頃は140ぐらいでした。そのぐらいの状態が常態化しているところがあります。ですから、大きな改革をしないとかなかなかならないんですが、どうしても文科省で示される学習指導要領、これをこなすだけで勤務時間が目いっぱいですので、それに加えていろんなことやらなくてはいけないという実態はご理解いただけるかと思います。

ただ、先生方、本当に工夫してくださってしまして、いろいろな形で効果が出ているところがあります。そういったものまとめながら地域の方々に学校もこういう努力をしているということを上手な形で公表していきたいと思いますので、その点をまた見ていただいて、またご意見等をいただければと思います。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） ありがとうございます。

先ほどの1つ目の質問と、一見すると逆行しているような内容だと思うんですね。研修等を深めていくということは先生方の時間をより奪うようなことにもなりかねないですし、とはいえ働き方改革というところでも重きを置いて進めなくてはいけないと思うんですが、働き方改革というのが、いわゆるこの取組自体は時間を早めるということが目的ではなくて、時間を早めることによって先生方も含めて労働者のリフレッシュ効果ですとか、前向きな気持ちで働けるような労働効率を上げるというようなことを目的としていることなんだろうと思うんですけれども、ぜひそういったところで進めていただくに当たって教員研修も含め、こういった今、いわゆる学校のDX化みたいなこと文科省がうたっています。文科省のほうでは学校DXアドバイザー事業などを立ち上げておりますけれども、そういったところでアドバイザーを招き入れるといったようなことの検討はされていますでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） 今の質問にお答えします。

具体的にそのような方を招き入れることは今のところは計画をしておりませんが、県の教育委員会のほうでも働き方改革に伴う学校の業務の工夫の仕方とか、そういう研修会は行われておりますし、管理職研修でもマネジメント研修等でそういったことは勉強しておりますので、いろんな形で業務の改革につきましては、取り組んでおります。

なお、そういった専門的ないい機会があれば、ご紹介いただければ村内において取り入れて、先生方が少しでも働きやすくなればというふうに思いますので今後参考にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 小針善誠議員。

○1番（小針善誠君） 文科省が行っている学校DXアドバイザー事業なんですけれども、全額国費で派遣していただけるという事業でして、ポータルサイトももうできておりまして、その中にいろいろな先生方が名前を連ねられている状態です。得意分野、不得意分野というか対応できる分野等もある中で確認をすると、その中には働き方改革ですとか、学校のICT化による教員の働き方の時間を短縮させるですとか、そういったことも記載されている、対応されるような先生もいらっしゃいますので、ぜひそういったことを教育長のほうでも入れていただいて、今後とも活動をしていっていただける、教育をより高めていっていただけるといいかなというふうに思いますので、今後とも教育の分野、玉川村から盛り上げていっていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、1番、小針善誠議員の一般質問を終わります。

◇ 岩 谷 幸 雄 君

○議長（小針竹千代君） 次に、5番、岩谷幸雄議員の発言を許します。

岩谷幸雄議員。

〔5番 岩谷幸雄君登壇〕

○5番（岩谷幸雄君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました内容についてお伺いいたします。

玉川村放課後児童クラブについて。

昼間、保護者のいない家庭の子供が安心して過ごせる場を提供すること、または、子供一人一人の発達の特徴などを理解して、時には見守り、時には教えたり、サポートしたり、そして一緒に話をしたり遊んだりすることで、子供の育成支援につなげていき、また、保護者と連携をして保護者が安心して子供を育て、子育てと仕事とを両立できるように支援することが健全育成活動を行い、児童福祉の向上を図ることを目的とし、事業を行っておりますが、放課後児童クラブにおける子供の育成支援・保護者・学校・地域との連携・協力、または安全・安心への対応について、次の3点についてお伺いします。

①放課後児童クラブの職員体制について。

②児童クラブとして家庭・学校・地域との交流活動構築について。

③遊具施設の安全対策・緊急時の対応について。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 5番、岩谷議員のご質問にお答えいたします。

玉川村放課後児童クラブについてであります。本村は児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に泉・須釜の2つの放課後児童クラブを設置し、運営を行っております。

1点目の放課後児童クラブの職員体制につきましては、5月21日現在、泉放課後児童クラブでは70名の児童登録者に対し女性7名の支援員が、須釜放課後児童クラブでは45名の児童登録者に対し女性6名の支援員が児童たちの遊びの安全支援や宿題等の学習支援を行っているところであります。

さらに、女性支援員では対応が困難な遊びやスポーツの指導を行うために、本年5月から試行的に、地域おこし協力隊数名の協力を得て、一層の安全性の確保と、児童が体を動かすことによる運動不足の解消などにも取り組んでいるところであります。

その他のご質問につきましては、教育長から答弁をさせますので、ご了承を願います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） それではお答えいたします。

2点目の児童クラブとしての家庭・学校・地域との交流活動構築につきましては、施設外

での活動に対する安全確保、さらには放課後という限られた時間での交流活動の難しさはありますが、放課後児童クラブの目的である適切な遊び及び生活の場を与える、子供は地域で育てるという考えも踏まえ、連携、協力体制の構築については管内町村、近隣市町村の取組等も調査研究しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

3点目の遊具施設の安全対策・緊急時の対応につきましては、須釜放課後児童クラブにブランコをはじめ5つの遊具があり、児童が利用し楽しんでおります。遊具の点検については専門業者に委託して年に1回行い、その安全性を確認しておりますが、修繕を要する旨の報告があった場合には使用を制限するとともに、緊急に修繕を実施するなど児童の安全を確保しております。

また、遊具の正しい使用方法やブランコ可動域への立入り制限などの指導を行いながら、事故が起きないように安全な利用に努めてまいります。

さらに、緊急時の対応については、遊具での事故も含め児童の安全確保と児童への対応を最優先に、状況に応じてマニュアルに沿った迅速な対応をするよう、職員が共有し実践しております。

このような安全管理計画をつくりまして職員と一緒に勉強して安全対応に努めております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） ①の放課後児童クラブの職員体制について、泉児童クラブのほうで70名、須釜が45名という話でございますが、玉川村放課後児童健全育成事業実施要綱の中には児童クラブの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とうたわれております。そういった中で、児童支援員の数、2015年には義務化はなっていなかったんですが、5年の経過措置がありまして、2020年には児童支援員を2名置きなさいと、義務化がございます。そういった中で、なかなか募集されている中で、そういう規定に入った職員がなかなか来ない現状ではありますが、そういった中で、今後どういうふうにしていかれるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） ただいまの質問にお答えします。

40名につき、現在2名の支援員が須釜のほうにおります。あと、認定資格講習等につきましても2名分の予算措置を取っておりますので、希望すれば資格を取ることはできますので、既定の支援員等につきましては十分クリアした状態で受け入れております。

○議長（小針竹千代君） 岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） ありがとうございました。

②児童クラブとしての家庭・学校・地域との交流活動構築において、これは非常に大切な部分ではなかろうかと考えております。

児童クラブに預ければ全てよしという考えの保護者の方らもおりますので、学校教育だけでなく、児童クラブの中の教育もやはり重要であると思います。そういった中で、その辺の先ほど、構築施設外のところで構築はなかなか難しいという言葉がございましたが、その辺をもう少しかみ砕いてつくって、私は強く要望します、つくっていただきたいと。そういったときに教育長、どういうふうにお考えですか。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） それではお答えします。

まず、児童クラブの支援員の方々には小学校の授業参観と、または教育委員会主催する研修会等には積極的に参加していただくような配慮をしております。

それから、保護者の方々に対しても教育委員会のほうにアンケート、相談等にどんどん来ていただいて、困り事とか、分からないこととかにつきましては、教育委員会の窓口を通して丁寧に説明をしております。あと、教育委員会のほうからも担当の指導主事が出向いて月に1回、職員の方々とミーティングを行って、指導の仕方の問題とか、いろいろ子供について悩み等につきましては、十分に意思の疎通を図りながら、誰もが困らないようなやり取りをしております。

ただ、子供の数が多いいものですから、いろいろとトラブル等もないわけではありませんが、教育委員会と児童クラブとそれから保護者の方との連絡を密に取りながら、一丸となってやっております。

また、小学校のほうにつきましても随時協力をいただけるようお願いをしております。

もう一つは、特別支援学校のたまかわ校がありますので、支援を要する生徒も今おりますので、たまかわ校のほうからも指導法についての研修を行っていただけるようお願いして了解をいただいておりますので、そういったことで取り組んでいる最中であります。

以上です。

○5番（岩谷幸雄君） すみません、この部分は……。

○議長（小針竹千代君） 岩谷議員、議長の許可を得てから発言をお願いします。

岩谷幸雄議員。

○5番（岩谷幸雄君） 大変失礼いたしました。

この部分は大変今後の学校運営の付録として、放課後児童クラブについて大変重要な部分ではないのかなと思ひまして、今、教育長のご説明のとおり私も理解いたしました。

3番目、遊具施設の安全対策、緊急時の対応について、先ほど遊具につきましては1年に1回対応していると、緊急時の対応はそれなりに連絡体制がちゃんとしているということではありましたが、遊具の点検等は年1回でよろしいのでしょうか。というのは、須釜児童クラブにあるやつはちょっと古いんですね。だから、そのブランコ関係だとリング関係がすり減っている部分があるんですよ。そういうところをもう一度もっと見て点検してほしいなと思いますので、その辺どうでしょうか。学校関係の方もやっぱり見ているんですか、そういう状況を、須釜児童クラブの。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） 先ほどの須釜児童クラブのまず遊具につきましては、先日私も行ってまいりました。ブランコも乗ってみました。おっしゃるようにちょっとすり減っているところがありますが、まだ安全点検の段階では大丈夫というふうな判断をいただいておりますので、小まめに足を運んで、遊具については十分に見ながら、もし異常が感じられるときにはすぐ対応していきたいと思っております。

あと、小学校につきましては、小学校の先生方はやっぱり児童クラブとは別なところですので、そちらの方まで足を運ぶことはなかなか難しいと思います。ただ、子供たちとの情報交換の中で何かあればすぐに分かるようにしていきたいと思ひます。

教育委員会のほうでとにかくまめに足を運んでおりますので、遊具のほうにつきましても、その都度、実際手に取って触ってみて、十分に確認をしながら、早めに異常があれば対応できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 岩谷議員、議長の許可を取ってお願いします。

○5番（岩谷幸雄君） では、3点ほどの私の質問はこれで終わりにさせていただきます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、5番、岩谷幸雄議員の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問は本日は8名をもって終了とし、残りの2名については、あしたの再開後直ちに行うことといたします。

◎散会の宣告

○議長（小針竹千代君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時30分）